



COUNTRY OF ORIGIN INFORMATION REPORT

CAMEROON カメルーン

2007 年 8 月 28 日

BORDER & IMMIGRATION AGENCY
COUNTRY OF ORIGIN INFORMATION SERVICE

目次

はじめに

最新ニュース

2007年7月24日から8月21日のカメルーンでの出来事

2007年7月24日以降に発行された、またはアクセスされた、カメルーンに関するレポート

段落番号

背景情報

1. 地理	1.01
地図	1.04
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
4. 最近の展開	4.01
5. 憲法	5.01
6. 政治制度	6.01

人権

7. はじめに	7.01
National Commission on Human Rights and Freedom(NCHRF)	7.07
8. 安全保障	8.01
9. 犯罪	9.01
10. 治安部隊	10.01
警察	10.03
恣意的な逮捕と拘留	10.06
拷問	10.08
司法手続きをふまない処刑	10.12
軍事力	10.14

恣意的な逮捕と拘禁	10.17
拷問	10.18
司法手続きをふまない処刑	10.19
その他の政府軍	10.21
申立の手段	10.22
11. 軍隊	11.01
12. 非政府武装グループによる虐待	12.01
Bepanda の 9 人	12.01
恣意的な逮捕と拘禁	12.03
拷問	12.04
強制的徴兵	12.05
13. 裁判所制度	13.01
組織	13.03
独立性	13.04
公正な裁判	13.05
刑法	13.10
刑事訴訟法	13.11
14. 逮捕と拘留 - 法的権利	14.01
15. 刑務所の状況	15.01
16. 死刑	16.01
17. 政治的提携	17.01
政治的意見表明の自由	17.02
連携と集会の自由	17.04
反対派グループと政治活動	17.07
18. 言論の自由とメディア	18.01
19. 人権のための機関、組織、活動家	19.01
20. 汚職	20.01
21. 宗教の自由	21.01
22. 民族グループ	22.01
23. レズビアン、ゲイ、同性愛者、性差を超えようとする人々	23.01
法的権利	23.01
政府の態度	23.03
社会の不適切な取扱または差別	23.05
24. 障害者	24.01
25. 女性	25.01
政治的権利	25.01
法的権利	25.02
社会的・経済的権利	25.10

女性に対する暴力.....	25.13
女性性器切除.....	25.18
26. 子ども	26.01
基本的情報	26.01
教育	26.12
児童擁護	26.16
健康問題	26.17
27. 人身売買	27.01
28. 医療の問題	28.01
医学的治療が受けられるか、薬が手に入るか	28.09
HIV/AIDS 抗レトロウィルス治療	28.12
ガン治療	28.18
腎臓透析	28.19
鎌状血球	28.21
精神衛生管理	28.22
ブルリ潰瘍	28.23
29. 人道的問題	29.01
30. 移動の自由	30.01
31. 国内難民 (INTERNALLY DISPLACED PEOPLE、 IDPs)	31.01
32. 外国人難民	32.01
33. 市民権と国籍	33.01
34. 出入国手続き	34.01
35. 雇用の権利	35.01
36. 呪術	36.01

付録

- 付録 A –年表
- 付録 B –政治的組織
- 付録 C –現在および過去の著名な人物
- 付録 D –内閣の大臣、2006 年 9 月
- 付録 E –略語一覧
- 付録 F –出典資料レファレンス

はじめに

- i この Country of Origin Information Report(COI レポート)は、亡命/人権の決定プロセスに関わっている公的機関の職員の利用に供するため、内務省 (Home Office) の調査開発統計部 (RDS) が作成した。このレポートには、英国における亡命/人権申請で最も頻繁に問題となる事項について一般的な背景情報を提供している。本レポートの主要な部分には、2007 年 7 月 23 日現在入手可能な情報が含まれている。最新ニュースの項ではさらに、2007 年 7 月 24 日から 8 月 21 日の間にアクセスされた出来事とレポートに関する情報が掲載されている。
- ii このレポートの内容はすべて、認められている、外部の様々な情報源が作成した資料をまとめたものであり、内務省の意見や政策は全く含まれていない。このレポートの情報はすべて、文章全体が、それぞれの情報源に帰属するもので、亡命/人権決定プロセスに携わる人が入手できるものである。
- iii このレポートの目的は、亡命・人権申請における主な問題点に焦点をあてながら、確認されている情報源について簡潔な要約を提供することであって、詳細な、あるいは包括的な調査を意図するものではない。さらに詳しくは、関連する情報を直接、調べていただきたい。
- iv この COI レポートの構成とフォーマットは、内務省のケースワーカーがとる方法を反映しており、また特定の問題に関する情報に電子的にすばやくアクセスする必要があって本レポートの目次のページを使って必要な問題に直接、接触する職員に対してアピールするものである。主要な問題は通常、取り上げているセクションである程度は掘り下げられているが、他の複数のセクションでも、短く触れられていることもある。したがって、このレポートの構成上、重複は当然にありうる。
- v この COI レポートに含まれている情報は、出典文書が確認できるものに限定されている。特定のトピックについて関連するすべての側面をカバーするためにあらゆる努力をしても、関連する情報がいつも得られるとは限らない。このため、このレポートに含まれている情報が実際に述べられている以上の意味を暗示するものにとらえてはならない、ということに留意することが重要である。たとえば、特定の法律が可決されたと述べられていても、特に記述がない限り、それが効果的に実施されたことを暗示しているにとらえてはならない。

- vi 上述のとおり、このレポートは、数多くの信頼できる情報源によって作成された資料の集合である。このレポートをまとめるにあたって、情報源である異なる文書で提供されている情報間の食い違いを埋めるような試みはなされていない。例えば、情報源が異なると、名称や個人、場所、政党などの綴りが違っていることがよくある。COI レポートでは、綴りの統一を図ることはせず、情報源で使われている綴りに忠実であるようにした。同様に、数字も情報源の文書によって異なることがあるが、出典の資料に使われているとおりの数値を引用した。本レポートで「sic」と記されているのは、引用している元の文章における誤った綴りまたは誤植を示すために使われているだけで、これによって、資料の内容に関するコメントを示すという意図はない。
- vii このレポートは、かなりの部分が過去 2 年間に発行された資料文書に基づいている。しかし、最近の資料にそのような情報がない場合には、それ以前の資料も含まれている。すべての情報源には、このレポートの発行時点で関連があると考えられる情報が含まれている。
- viii この COI レポートと別添の情報源資料は、公的文書である。COI レポートはすべて、内務省の RDS 部のウェブサイトで公開されていて、このレポートの情報源資料の大部分は、パブリックドメインで入手可能である。このレポートで電子的に入手可能とされている原典資料については、該当するリンクが、アクセスされた日付と共に示されている。政府機関が出している資料や購読者向けの情報など、アクセスしづらいものについては、内務省にあるのでお問合せ願いたい。
- ix 亡命者受入れ上位 20 カ国に関する COI レポートは、定期的に刊行されている。それよりも少ない亡命者受入国に関する COI ニュースは、運営上の必要に応じて発行される。内務省の職員はまた、特定の疑問に関して情報要求サービスにいつでもアクセスできる。
- x この COI レポートを作成するにあたって、内務省は、入手可能な資料から、正確でバランスのとれた要約を提供するよう、努めている。このレポートに対するご意見、情報源に関する提案など、是非、内務省までお寄せいただきたい。宛先は以下のとおりである。

Country of Origin Information Service

Home Office

Apollo House

36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

ADVUSIRY PANEL ON COUNTRY INFORMATION

- xi 国籍移民亡命法 2002 年 (the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) のもと、内務省の出身国情報資料の内容について内務省大臣に勧告するために、独立した機関である、Advisory Panel on Country Informationが設立された。この機関は、内務省のCOIレポートについて、またその他の出身国情報資料について、あらゆるフィードバックを歓迎する。この機関の活動に関する情報は、ウェブサイト、www.apci.org.ukで得ることができる。
- xii Advisory Panel on Country Information は、内務省の資料または手順を是認するような機能は果たさない。活動の中で、この機関は、内務省の個別のCOI レポートの一部の内容を直接見直すが、このように見直しをすることやコメントすることが、それらの内容に対する是認を暗示するものととらえられてはならない。この機関が精査する資料のうちあるものは、非猶予申請 (Non-Suspensive Appeals、NSA) リストにある行先国、あるいは行先として提案されている国に関連する。そのような場合、この機関の活動が、NSA に特定の国を NSA の行先国として決定または提案していることに対する、あるいは NSA の手順そのものに対する、裏づけを暗に示しているととらえられてはならない。

Advisory Panel on Country Information

PO Box 1539
Croydon CR9 3WR
United Kingdom

Email: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: www.apci.org.uk

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

最新ニュース

2007 年 7 月 24 日から 8 月 21 日のカメルーンでの出来事

8 月 20 日 ローカルのタブロイド紙の発行人が、メディア関連の様々な犯罪について有罪となり、2 年間の収監の判決を受けた。

The Post Online (Cameroon), 「Nos Voice」の発行人が誤報道の罪で 2 年の刑に。

<http://www.postnewsline.com/2007/08/nso-voice-publi.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

カメルーンでは他のどの地域より Northwest 県で、HIV/AIDS が女性の間に広まっている。

The Post Online (Cameroon), High HIV/AIDS prevalence blamed on Northwest

women. ポストオンライン紙（カメルーン）、北西部で高い HIV/AIDS 感染率。

<http://www.postnewsline.com/2007/08/high-hiv-aids-pr.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

John Fru Ndi は、Social Democratic Front が政府と連立しないことを宣言した。

The Post Online (Cameroon), SDF は Biya 政府と連立しない

<http://www.postnewsline.com/2007/08/nso-voice-publi.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

8 月 16 日 Mbororo Social and Cultural Development Association (MBOSCUDA) の副会長は、政府および国際社会に対して支援を要請した。

The Post Online (Cameroon), MBOSCUDA は、Mbororo のはじき出しを激しく非難。

<http://www.postnewsline.com/2007/08/mboscuda-decrie.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

Biya が政府と連立するよう野党諸党を「招く」。

The Post Online (Cameroon), Biya が国内合意形成のために反対派を「招く」。

<http://www.postnewsline.com/2007/08/biya-invites-op.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

Biya 大統領は選挙は公正で自由なものだったと主張した。

The Post Online (Cameroon), Biya 大統領は選挙が公正かつ自由であったと全国に宣言した。

<http://www.postnewsline.com/2007/08/president-biya-.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

8 月 13 日 Douala で新しい警察のサービス、「Operation Black Dragon」が設けられた。

The Post Online (Cameroon), 警察に「Operation Dragon Noir」設置

<http://www.postnewsline.com/2007/08/police-launch-o.html>

アクセス日、2007 年 8 月 24 日

8 月 11 日 Cameroon People's Democratic Party は、7 月 22 日の総選挙で 180 議席のうち 140 議席を獲得し、勝利した。カメルーンの最大野党である、Social Democratic Front は 14 議席を得た。最高裁判所は、5 つの選挙区で選挙のやり直しを命じた。

The Entrepreneur, 国会選挙結果が出る

<http://www.entrepreneurnews.online.com/2007/08/results-of-parl.html>

アクセス日、2007 年 8 月 21 日

8 月 9 日 最高裁判所は、少なくとも 85 の選挙区における申し立てを拒否し、今回の選挙における CPDM の「勝利」を裏付けた。

The Post Online (Cameroon), 最高裁判所が CPDM の「勝利」を是認

<http://www.postnewsline.com/2007/08/supreme-court-e.html>

アクセス日、8 月 24 日

8 月 8 日 カメルーンの東側国境沿いに散らばっている中央アフリカ共和国からのおよそ 2 万 6 千人の避難民は、支援を受けることになった。国連高等弁務官事務所は、この支援には遅れが出ることがある、としている。

IRIN news, 中央アフリカ共和国からの 2 万 6 千人の避難民に助けが届く。

<http://www.irinnews.org/PrintReport.aspx?ReportId=73634>

アクセス日、2007 年 8 月 21 日

7 月 30 日 カメルーンの最高裁判所に今回の法定選挙を無効にするようにという申し立てがあった。

Yahoo News, カメルーンの選挙結果を無効にとの 103 の申し立て

http://news.yahoo.com/s/afp/20070730/wl_africa_afp/cameroonvoteopposition_070730191731

アクセス日、2007 年 8 月 1 日

National Elections Observatory (NEO) は、Douala における 7 月 22 日の自治体選挙が不正に行われたことを確認した。

Post Online (Cameroon), MEP の結果用紙で Douala での CPDM 不正が確実に

<http://www.postnewsline.com/2007/07/neo-results-she.html>

アクセス日、2007 年 8 月 6 日

National Commission and Freedoms(NCHRF)は、10 の県それぞれに選挙監視人を配置した。それまでの選挙と比べて改善された点も認められたが、重大な不正と不適切な行為があった。

Post Online (Cameroon), 2007 年 7 月 22 日の総選挙と地方自治体選挙に対して、

National Commission on Human Rights and Freedoms による宣言

<http://www.postnewsline.com/2007/07/legislative-and.html>

アクセス日、2007 年 8 月 6 日

7 月 24 日

北西部の NEO 調整担当者は、責任感のないエリートが多額の金銭で投票者を買収した、と嘆いている。

Post Online (Cameroon), NW の NEO 調整担当者、エリートが票を買収と語る

<http://www.postnewsline.com/2007/07/nw-neo-coordina.html>

Date accessed 21 August 2007 アクセス日、2007 年 8 月 21 日

Return to contents

Go to sources

REPORTS ON CAMEROON PUBLISHED OR ACCESSED SINCE 24 JULY 2007

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

背景情報

地理

- 1.01 カメルーンの正式国名は、カメルーン共和国である。
人口 - 18,060,382 人 (2007 年 7 月推定)。
首都 - Yaounde、最も人口が多い都市 - Douala (150 万人)
公用語 - フランス語および英語。およそ 250 のアフリカの言語 (部族語) も話されている。
通貨 - CFA フランで、ユーロに固定されている。
元首 - Paul Biya 大統領
首相 - Inoni Ephraim 酋長[1a] [Europa World online] [4a] [CIA World Factbook]
- 1.02 カメルーンは西アフリカに位置しており、赤道ギニアとナイジェリアにはさまれてピアフラ湾に面している。他に、チャド、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ガボンと国境を接している。総面積は 475,440 平方 km で、行政上の区分は、10 の県 (Centre、Littoral、West、SouthWest、NorthWest、North、East、South、Adamaoua、Far East)、58 の群、349 の小区に分かれている。
- カメルーンには、5 つの大きな地域/文化的グループがあり、全体でおよそ 250 の民族がある。一つめがBamileke族、Bamoun族、北西部の小さな多数のグループなどの西部高原地域の人々、二つめがBassa、Doualaなどの南西部の小さい部族など、海岸沿いの熱帯森林地域に住む人々、三つめがEwondo族、Bulu族、Fang族 (すべてBeti族に属する)、Maka族、Pygmies族(Bakas族と呼ばれる)などの、南部熱帯雨林に住む人々、四つめが北部 (Sahel) とFulaniなどの中央高原に住む、主にイスラム教徒である人々、そして五つめが「Kirdi族」と呼ばれる、非イスラムの、あるいは最近イスラム教徒になった、北部砂漠および中央高原の人々である。[3a] [Permanent Committee of Geographical Names for British Use] [4a] [The World Factbook] [5a] [FCO Country Profile] [2c] [USSD Background Note] [1b] [Africa South of the Sahara 2005]
- 1.03 主要都市は、Douala、Yaounde、Garoua、Maroua、Bafoussan、Bamendaである。
[1a] [Europa World online]

地理に関する詳しい情報は、「Europa」を参照されたい。[1a] [Europa World online]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

MAP

1.04



Link to another map: <http://www.unhcr.org/publ/PUBL/3dee2c400.pdf>

[Return to contents](#)

Go to sources

経済

- 2.01 カメルーンが参加している国際機関は、the African Development Bank、the African Union、the Central African Economic and Monetary Community、英連邦、the International Organisation of Francophonie、IMF、国連である。 [5a] [FCO Country Profile – February 2007]
- 2.02 経済の中心は農業である。主な商業用農産物は、ココア、コーヒー、タバコ、綿、バナナである。輸出全体の半分以上が石油製品だ。木材も重要な輸出品である。 [6a] [World Bank – Country Brief]
- 2.03 2007 年 3 月に更新された、the World Bank Country Brief によると、
- 「1980 年代前半、カメルーンはアフリカの経済成功例の一つだった。しかし、コーヒー、ココア、および石油の価格が急落したことで輸出が 60%減少した 1985 年には、経済および政治上の弱点が露呈した。このような深刻な貿易ショックと為替相場の過大評価、財政危機、経済管理の誤りが相まって、長期の経済不況と公的債務の急速な累積という結果になった。1994 年 1 月、CFA フランは切り下げられたが、政府は必要な構造改革をなかなか進めなかった。このような改革が行われていれば、通貨切り下げ後、速やかな経済回復も期待できたはずである」。
- [6a] [World Bank – Country Brief]
- 2.04 2007 年 6 月の the USSD Background Note によると、
- 「2003 年 8 月末に、IMFと世銀の役員会はそれぞれ、カメルーンの貧困削減戦略文書 (PRSP) を高い評価をもって承認した。この文書では、ミレニアム開発目標のうちの主要なポイントが統合されている。ミレニアム開発目標では、カメルーンが短期および長期的に貧困の緩和とマクロ経済的な強いコミットメントの実施を優先することが説明されている。2004 年夏の終わりには、カメルーンはRGF目標のほとんどを達成した。しかしながら、財政面では精彩を欠き、軌道からはずれ、カメルーンは重債務貧困国 (HIPC) 完了ポイントを達成することができなかった。現在、カメルーンが最終的にHIPC債務免除の資格を得られるよう、新しいプログラム策定のための交渉が行われているところである」。
- 2c] [USSD Background Note – June 2007]

2.05 2006 年のGDPは 163 億 7 千万ドルで、年間成長率は 4.1%だった。[2c] [USSD Background Note]

2.06 2006 年 8 月の the Economist Intelligence Unit によると、

「石油生産増産の予測と、公的投資の増大によって、2006-07 年のGDPの増加は 4%を超えるはずである」 [8]

2.07 2006 年 11 月の the Post Online (Cameroon) によると、

「『Doing Business Index』として知られる世界銀行の調査によると、カメルーンは、ビジネスを行うのに世界で最も危険な環境の国の一つにあげられている。また税の支払についても緩和または困難さの点で低くランク付けされている。カメルーンのUnion Bankの最高経営責任者によると、カメルーンにおいて完了ポイント後に助けとなるビジネス環境を創出することで、民間部門投資を促す健全な法規制枠組みを実施することができる。この最高経営責任者はまた、ガバナンスの強化、官僚的非効率性の排除、主要な財政インフラサービスへのアクセスの改善を勧告した」。 [19b] [The Post Online - Cameroon]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

歴史

- 3.01 ドイツの保護領であるカメルーン（Kamerun）は1884年に作られた。1916年、第一次世界大戦中、ドイツ政府は転覆し、その3年後に英国とフランスの影響下にある地域に二分された。1922年、この二つの地域ともに国際連盟の委任統治領となり、ほとんどの部分がフランス領カメルーンとしてフランスに委任され、残りの小さい地域が北カメルーンおよび南カメルーンとしてイギリス委任統治領となった。1946年には委任統治が信託統治に切り替えられ、反植民地感情の高まりによってすべての信託統治に最終的には民族自決をとる国際連盟の約束に抗しがたい状況になった。1960年、フランス領の自治州という短い期間を経て、フランス領カメルーンは、完全に独立したカメルーン共和国（the Republic of Cameroon）となった。1961年、英領カメルーンで国民投票が行われた。南カメルーンの投票者はカメルーン共和国に加わることを選んだが、北カメルーンの投票者はナイジェリアと合併することを選んだ。新しいカメルーン連邦共和国(the Federal Republic of Cameroon)には、二つの州があった。すなわち、旧フランス領は東カメルーンとなり、旧イギリス領は西カメルーンとなった。1972年、国名が正式にカメルーン共和国（the United Republic of Cameroon）に変更された。 [1b] [Africa South of the Sahara 2005]
- 3.02 カメルーンの情勢は概して安定しており、そのため、農業、道路網、鉄道、また石油産業が発展している。民主的改革への動きは緩慢だが、政治権力はPaul Biya大統領率いる民族的寡頭政治にしっかり握られたままである。 [4a] [The World Factbook]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

最近の展開

4.01 2007 年 3 月

The Southern Cameroons National Council(SCNC)の指導者のための防衛委員会は、1 月 20 日以来、憲兵隊が正義を妨げるとして批判している。Kondengui 刑務所に拘置されている、Social Democratic Front (SDF) のメンバー数人は、3 月 1 日に解放されると期待されていたが、さらに 6 ヶ月間、拘置されている。Mezam の高官は、Balis 族による二度目の Bawcock 村攻撃について語っている。The Foundation for Environment and Development は、蔓延する人権侵害をチェックする一段階として、刑事司法の諸機関の関係者のために、NorthWest 県でワークショップを開いている。1 月 20 日に逮捕された 10 人の SCNC 指導者は解放された。[19l] [19m] [19n] [19o] [19p]

4.02 2007 年 4 月

カメルーン政府と the Global Fund は最近、HIV/AIDS、マラリア、結核と戦うために、33 兆 4 千 540 億 FCFA という、より大きな財源を確約した。Bawock 村の避難民 500 人は、村に送還された。HIV/AIDS 感染者は、2007 年 5 月 1 日より、公的な健康管理センタで無料で抗レトロウィルス薬治療を受けることができる。The National Commission for Human Rights and Freedoms (NCHRF) の議長は、大学生、労働者などの間で、暴力行為が常態化していると述べている。Douala の大司教である Tumi 枢機卿は、Ahidjo、Biya の両政権と様々な問題について戦ったことを明らかにしている。[19q] [19r] [19s] [19t] [19u]

4.03 2007 年 5 月

1992 年に行われた大統領選挙後の Northwest 県における暴動で財産を破壊された 300 人を超える人々が、政府からの補償を求めている。John Fru Ndi は、Biya 大統領と交通相を、ケニヤ航空機事故について明らかに配慮を欠いていたとして非難している。事故現場を訪れることは、マングローブの沼で遺体が腐敗することから生じる健康への懸念から制限されている。NCHRF の地域責任者は、新しい刑事訴訟法は、適切な人権保護の保障を欠いていると述べている。イギリスを本拠地とする SCNC のメンバーは、5 月 20 日ダウニング街でデモを行った。5 月 25 日、Biya 大統領は、大統領の任期と the National Elections Observatory (選挙監視、NEO) を延長する法令に署名した。[19v] [19w] [19x] [19y] [19z][19aa]

4.04 2007 年 6 月

Issa Tchiroma は Ahmadou Moustapha と一緒に the National Alliance for Democracy and Progress (NADP) を設立し、Bello Bullo Bouba Maigari と袂を分ち、Union Naionale pour la Democratie et le Progres (UNDP) を捨てた。NCHRF は最近、Oku/Mbesa 闘争で人権侵害があったと糾弾している。カメルーンの伝統的医療実践者は、世界保健機構 (WHO) に自分たちの代表を送ることを望んでいる。[19ab][19ac][19ad]

4.05 2007 年 7 月 (7 月 23 日まで)

カメルーン - ナイジェリア合同委員会は、両国間の陸上および海上の国境区分を完了するために、240 億ドルが必要としている。Inoni 首相は、公的サービスにおける汚職を保護しているとされ、批判されている。Bafut の秘密呪術団体である Ngumba は、Cameroon Baptist Convention の財産を蛮行で破損した。選挙に先立って Cameroon People's Democratic Movement (CPDM) と SDF 支持者の間に起こった対立で 4 人がケガをした。NEO の副会長は、Kumba で 1 万 4 千人が投票権を剥奪されたとされる件について調査を始めた。Buea の複数の投票所では、3 つの反対政党の選挙担当者が追い出された。

[9ah][19af][19ag][19ah][19ai]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

憲法

- 5.01 1972 年 5 月 20 日、多政党主義の憲法が国民投票で承認され、1972 年 6 月 2 日に正式に採択された。1996 年 1 月に改正されている。この憲法によると、大統領の任期の上限は、2 期 7 年間で、下院議員 180 名は 5 年ごとに選出される。憲法には上院も規定されているが、まだ設置されていない。地方議会は現在、存在していて、選出された地方議会で県 (Province) を地域 (Region) にすることができるが、地域 (Region) はいまだ設置されていない。1990 - 91 年に制定された法律のもとでは、政党は地域または部族の支持に基づくものであってはいけない。また、選挙目的で連合を組んでもいけない。登録された政党は、選挙運動について国から財政支援を受ける資格を得る。 [4a] [CIA World Factbook] [5a] [FCO Country Profile]

- 5.02 2007 年 6 月の米国外務省の Background Note によると、

「強く中央集権的になった 1972 年の憲法を改革するという政府の公約を受けて、下院は 1995 年 12 月に一連の改正を採択した。この内容は 1996 年 1 月の新しい憲法交付で明らかになった。これらの改正は、二院制を規定する憲法に従って 100 人からなる上院を設立すること、地方議会 (regional councils) の創設、大統領任期を 7 年に固定し改選は一度までとすることを要求している。上院議員の三分の一は大統領が選出し、残りの三分の二は間接選挙によって選出される。2005 年 9 月現在、政府は上院も地方議会も設置していない」。

[2c][USSD Background Note]

- 5.03 20 歳以上の国民には普通選挙権があり、大統領選挙では一回のみの投票で相対的過半数が必要である。下院議員は比例代表で選ばれる。[13] [Political Parties of the World]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

政治制度

6.01 カメルーンは中央集権の共和国である。複数政党の大統領制で、1990年に反対政党が合法化されたが、権力はほとんどが大統領にある。 [4a] [CIA World Factbook]

6.02 主な政党には、与党であるDemocratic Rally of the Cameroon People (RDCP)、さらにCameroon Democratic Union (UDC)、Movement for the Defense of the Republic(MDR)、Movement for the Youth of Cameroon(MYC)、National Union for Democracy and Progress (UNDP)、Social Democratic Front(SDF)、Union of Cameroonian Populations(UPC)がある。 [4a] [CIA World Factbook]

6.03 2006年のthe USSD reportによると、

「国の行政機構に対する大統領の管理力は強大である。大統領は、総理大臣を含むすべての大臣を任命し、10の県(Province)の知事全員を直接任命する。大統領にはさらに、県の58の行政機関の役人に対する任命権もある」。 [2a]

6.04 引き続き同上資料によると、

「1991年以来、大統領が提案した政府法案のみが下院で立法化されている。しかし2004年4月、下院は野党第一党が提出する法案を考慮することに同意した。下院に議員がいる政党のみが、法案を提出することができる。2005年6月の会期中、下院は議会の野党第一党であるSDFが提案した選挙改革に関する法案の審議を拒んだ」。 [2a]

6.05 引き続き同上資料によると、

「地方政府を自ら選ぶという国民の権利は制限されたままだった。政府は、大統領が任命した役人が管理する自治体の数を大幅に増加した。これらの役人は、選挙で選ばれた首長よりも大きな権限を持つ。このように任命された役人が管理する町には、ほとんどの県(Province)の県庁所在地と、さらに野党寄りの県の地区が含まれている。しかし、これは、与党CPDM支持に傾く、南部の県ではほとんど存在しない。選挙で選ばれた首長がいる自治体では、地方自治に限

界がある。なぜなら歳入と行政に携わる人員を中央政府に頼らねばならないからである」。[2a]

6.06 2006 年の the USSD report によれば、

「2004 年 10 月、1982 年以来、政府を支配する、Biya 大統領は、およそ 70% の票を得て再選された。この選挙は、それまでの選挙と比べると自由かつ公正で、反对政党も候補者を擁立した。しかし、この選挙の管理はずさんで、特に選挙登録の過程で不正が相次ぎ、瑕疵のある選挙となった。しかし、ほとんどの国際監視人は、このような不正によって選挙で投票者の意思表示が妨げられることはなかったと見なした。何人かの選挙監視人は、選挙には向上がみられ、透明性があったした。しかし、英連邦の監視グループなどは、選挙には信頼性がなかったと述べた。いくつかの野党は、Biya 大統領に近い人々は複数回投票し、投票には大規模なからくりがあったと主張した。国内グループの一つは、この選挙を見せかけのものと評した。2002 年の法定選挙は、国民の意思を反映して CPDM が圧勝したが、不正が横行した」。

国内には 180 を超える登録政党がある。しかし、十分な支持を得ている政党は 10 に満たず、下院で議席を持っているのは 5 政党にすぎない。与党 CPDM が、下院で圧倒的多数を占めている。反对政党には、英語が話される県およびいくつかの主要都市を基盤とする、SDF がある。野党で最も大きいのは、the National Union for Democracy and Progress、the Cameroon Democratic Union、the Union of the Peoples of Cameroon である。

Beti 部族、これには大統領が出身である Bulu という小グループが含まれているが、この部族が、政府、公務員、政府所有事業の管理部門に占める人数は、突出して多い。

政府の主要人物の多くは大統領が所属する Beti/Bulu 部族出身で、また軍人、CPDM の役職の多くが、部族の人数の割合と不釣り合いに多くこの部族から起用されている。ピグミー族の代表は下院にも政府にもいない。[2a]

6.07 2006 年の the USSD report によると、

「Baka 族のおよそ 95% が身分証明書を持っていなかった。ほとんどの Baka 族は国民としての証明を得るために必要な書類を提供することができない。投票にはこのような証明が必要である。2004 年、Plan International などの NGO が、Baka 族に政治的権利について教育するプログラムを始めた。このプログラムの

一環としてAbong-Mbang区域（East県のUpper Nyong地域）に共同ラジオが開設された。2005年8月には、社会問題省（the Ministry of Social Affairs）が『South県のBaka族の経済的および社会的発展を支援するプロジェクト』を始めた。この3年計画の使命は、出生証明書と国民身分証明書を2300人のBaka族に発行できるようにし、多くの学生を学校に登録できるようにすることである」。[2a]

- 6.08 欧州連合は、カメルーン政府に対して国内でより民主的な改革、特に来るダブル選挙の透明性ある実施に影響が及ぶように要請した。[9ah] [allAfrica.com]
- 6.09 大統領反対派はすでに選挙が仕組まれたものだと言っているが、7月22日の日曜日、カメルーンの一方向的な選挙が行われた。この選挙ではPaul Biya大統領の25年にわたる権力掌握が強化されるものと予想された。大統領は自分が新しい任期を務めるための憲法改正を押し進めるよう圧勝を望んでいると反対勢力がクレームをつけるなか、Biya大統領のCameroon People's Democratic Movement(CPDM)は、下院の180議席中に占めている149議席を増加しようとしていた。多数のカメルーン人がCPDMが勝つものと信じ幻滅しており、石油を産出する、このアフリカ中央に位置する国での選挙運動は低調だった。外交官によれば、カメルーンの国民、1800万人のうち、投票登録をしているのは550万人にすぎず、選挙を信頼できるものにするのに必要な800万人を大幅に下回っていた。[46] [Reuters]
- 6.10 カメルーンのPaul Biya大統領は、自分の与党が下院で圧倒的多数を維持することに自信があると語った。…同大統領は、the Democratic Rally of the Cameroonian Peopleが勝利することが、自分が「カメルーンを近代化する」ことの助けになると語った。[10i] [BBC News]
- 6.11 7月23日月曜日遅くに公表された暫定的結果によると、カメルーンの与党は、2007年7月22日の選挙で圧勝した。しかし、野党は国会および自治体の選挙で「大掛かりな不正」があったと主張している。野党はまた、選挙結果について法廷で争うと話している。[10j] [BBC News]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

人権

はじめに

7.01 2006 年の the USSD report によると、

「政府の人権記録は今も不十分で、引き続き多くの人権侵害が行われた。治安部隊は数多くの非合法殺人を行い、恒常的に、とくに拘置者や服役者に対して、拷問、殴打などの虐待を加えている。治安部隊は刑罰を免じられていることが問題である。刑務所の状況は劣悪で命の危険もある。当局は、分離独立を提唱する英語地域の市民や、地域の人権監視者・活動家などを、恣意的に逮捕し拘置している。法で同性愛者や身分証明書を持たない者を逮捕できることが規定されている。裁判が行われる前に長期間にわたり、時として隔離された状態で、拘置が行われたり、個人の権利が侵害されていることが報告されている。政府は国民の言論、報道、集会、連合の自由を制限し、ジャーナリストに嫌がらせをした。政府はまた、個人の自由な活動を妨害した。国民は政府の汚職が深刻な問題であると認識している。女性に対する社会的な暴力と差別、とくに子供を主とする人身売買、土着のピグミー族などの少数民族に対する差別、同性愛者に対する差別、といったことが問題であった。政府は労働者の権利および独立した労働組織の活動を制限しており、また子どもを働かせること、奴隷制、子どもの強制労働をはじめとする強制労働が問題であると報告されている」。

[2a]

7.02 The 2007 Amnesty International report によると、

「男性 9 人と女性 4 人が同性愛で有罪となった。多くの人々が治安部隊のメンバーから拷問を受けた。裁判所は治安部隊メンバー数人を、殺人に加わっていたとして有罪にした。政府軍との衝突で、少なくとも学生二人が殺害され、その他に多数が拘置された。報道関係者も数人が短期間拘置されたり、殴打された。分離主義政治活動家が、逮捕され拘置された」。 [14a]

7.03 2006 年の the USSD report によると、

「国内および国際的な人権グループの多くは概して政府の制限なしに人権問題について調査し、調査結果を公表していた。しかし、政府職員は、人権グル

ープのメンバーに嫌がらせをしたり、受刑者との接触を制限したり、情報提供を拒んだり、また脅しや暴力を使うことで、地域の人権NGOが効果的に活動することを繰り返し妨げた。Southwest県の人権組織で、Kumbaを本拠地とするthe Friends of the Press Networkの役員である、人権活動家の Philip Njarulは、自分は一年を通じて警察から嫌がらせをされたと報告している」。

[2a]

7.04 チャドとカメルーンを走っている石油パイプラインは、両国において人権に対する脅威をはらんでいる。石油会社の連合体が、チャド南部のDoba油田から石油を抽出してカメルーンの大西洋岸に輸送している。 [14c] [AI]

7.05 このプロジェクトは、投資家によって推進されており、両国政府が合意して、世界銀行、輸出信用機関、銀行の支援を受け、自発的に社会的な、また環境上の基準を採用している。しかしながらこの合意によって両国政府は、このプロジェクトによって影響を受ける人々の人権を守る計画立案を控えるかもしれない。またこの合意によって、このプロジェクトの結果として生じる人権侵害をこの石油会社連合に償わせることがより困難になっている。 [14c] [AI]

7.06 カメルーン国内で人権に取り組んでいる非政府組織の一部を次にあげる。Cameroon Community and Empowerment Foundation、Rural Development Front、LUKMEF-Cameroon、Noah's Ark, Cameroon、Cameroon Family Welfare Development Association、Cameroon Hinterlands Development Organisation、NDEF Cameroon、ACAT、Social Organisation for Humanitarian Activities、Cameroon Association for the Protection and Education of the Child、Friends of the Needy Foundation Cameroon、Global Rehabilitation Services、Livelihood、Cameroon Youth Confederation、Cameroon OIC Ex-trainees Association、Self-Supporting Rural Development、Association of Human Rights and Torture Defenders、Association for the Protection of Women's and Children's Rights in Cameroon [38] [Idealist.org]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

THE NATIONAL COMMISSION ON HUMAN RIGHTS AND FREEDOMS (NCHRF)

7.07 2001年のHuman Rights Watchによると、

「NCHRFは1990年、大統領令によって設立された。…これは、1990年12月に Biya大統領が発令した法令で公表されたより強い民主主義に向けてのプログラムの一環として設立された初期の機関の一つである。しかし、その権限と、特に人事指名の手順は限定されており、大統領が国有機関のすべてに対する強い監督権の維持に関心を持っていることを示している。カメルーンにおける一般的な政治状況も、実際にNCHRFが人権について効果的な役割を果たすことを難しくしている。…NCHRFの権限には、『人権および自由の侵害についてあらゆる尋問と必要な調査を行う』ための権能が含まれているが、『共和国大統領への報告』のみを要求することで、これに制限を加えている。NCHRFは人権に関する調査研究を行い、また人権教育、人権に関するNGO活動の調整を行うことができる。NCHRFにはまた、拘置所を訪れる権限もある。NCHRFの権限は非常に弱い。適切な当局に対して勧告できるにすぎない。そしてそのような勧告にも拘束力はない」。[47] [Human Rights Watch]

7.08 2007年7月20日、the Post Online (Cameroon) は、NCHRFの2003年から2006年のレポートを掲載した。Dr. DC Banda 議長は次のように述べている。

「この報告書によれば、財政および物的資源、また情報へのアクセスが不適切であるため、NCHRFの活動が妨げられている」。[19h][Post Online (Cameroon)]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

安全保障

- 8.01 2002 年 6 月の法定選挙および 2004 年 10 月の大統領選挙には瑕疵があったが、これらの選挙によって大統領が属する政党は下院の 80% 以上を獲得し、また大統領の任期が 7 年となった。これによってこの政党の立場が強化され、分裂していた野党の力はいっそう弱められた。選挙運動は引き続き民衆の精力的な抵抗を引き起こしているが、これが国情を不安定にする可能性はもはやないだろう。しかし、この状況は変わるかもしれない。Biya 大統領が今期を最後に大統領職を離れ、難航の可能性がある後継者選びの準備をはじめると見られているからである。国内で緊張が高まるのは明らかに、時の経過とともに影響力を失った、英語地域である西部と Fulani 北部である。1998 年の国境紛争からは大きく改善されてはいるものの、ナイジェリアは依然として一番の外国脅威である。

[15] [Jane's Sentinel Security Assessments]

- 8.02 国際法廷は 2002 年、カメルーンとナイジェリアの陸上および海上の国境すべてについて裁定を下したが、両国は合同の国境委員会を作り、二国間で相違点を解決するために定期的に会合を持っており、北部のチャド湖を皮切りに、争いの少ない部分から国境画定を始めている。カメルーン・赤道ギニア・ナイジェリア間のギニア湾内の海上国境に関する国際法廷（ICJ）の裁定は、調整の定義づけが不明確であるため、遅れている。Ntem 川河口にある島について、赤道ギニアとの間に支配権の問題があり、ナイジェリアとカメルーンだけが国境線条約批准のための the Lake Chad Commission による勧告に留意している。

[4a] [CIA World Factbook]

- 8.03 2006 年 6 月、the EIU によると、

「貧困率が高く、健康および教育のサービスを提供する政府の基準が低下していることから、カメルーンにおける社会情勢の不安定の度合いが増している。拡大された HIPC イニシアティブのもと、完了時点に最近、到達し、これが一般大衆の期待を高めている。達成されない場合にはこの期待が怒りと社会的抵抗に転じることも考えられる。不満を募らせているグループの一つは大学である。学生が、登録料の撤廃と荒廃した施設の改善を求めて、ここ 2 年間で 2 回ストライキをしている。赤字のため清算された国営企業によって解雇された労働者もまた、遅延している賃金、補償、給付金の支払を求めて、政府に圧力を加えている。輸送業の労働者は、燃料価格が定期的に値上がりすることに対して、

またその埋め合わせに輸送料を値上げすることに政府が消極的であることに
対して、怒っている」。 [8] [Economist Intelligence Unit]

8.04 The USSD 2006 によると、

「政府はまた、警察と憲兵隊を含む治安部隊を改革するための行動を起こした。
6 月 22 日、憲兵と警察の数人が、国民の権利、人権、個人の自由といったこ
とに重きをおいた、命令遵守に関する研修セミナーを受けた。政府はまた、志
願する者に International Law Enforcement Academy の警察研修を受けさ
せた」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

犯罪

9.01 The USSD 2006 によると、

「2006 年を通じて、盗みの疑いがある者に対する集団暴力や即決裁判、および呪術を行うことが、引き続き死亡や重傷事件という結果になった。報道によると殴打や焼き討ちで 43 人が亡くなった。これは今までで最も多い人数である。

経済の中心地であるDoualaでは、今までで最多の暴徒による「裁判」事件が起こった。暴徒による暴行の原因には、警察の無力さ、また重大事件で逮捕されながら咎めなく多くの人々が解放される現実に対する不満がある。2006 年を通して、犯罪の増加が顕著であったため、当局は警察の効率 (sic) を高めるため、60 台の車両を購入した」。 [2a]

9.02 同上の記述は続く。

「1 月 19 日、NorthWest県Mezam地区にある、Kedjom Keku村の元の伝統的支配者であるFon Fugah Simon IIは、その立場を退いて 2 年後に村に戻ったところ、以前に自分の側近であった者たちから暴行を受けて死に至り、彼らによってその遺体が焼かれた。元側近たちはSimonには不道德な行為があり、村の伝統を破壊したと非難した。この殺人の直後、憲兵隊は 59 人を逮捕した。およそ 20 人が解放されたが残りには裁判待ちの状態で拘置された。6 月 28 日に尋問が始まり、年末もまだ続いている。3 月 4 日、Yaounde近郊のNsimeyong-Damaseで、群集は、盗みを働いたところを[3 人の男]捕まえ、死に至らしめた。当初、警察がこれらの容疑者を捕まえ、拘留していたが、多くの群集が警察署に押し入り、容疑者の 3 人を引きずり出し、殺害した」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

治安部隊

10.01 2006 年の the USSD report によると、

「これまでの数年間と異なり、政府のエージェントが政治がらみの殺人を犯したという報告はない。しかし、年間を通して、治安部隊は殴打などの過剰暴力による殺人など、非合法の殺人を続けている」。[2a]

10.02 さらに同レポートによると、

「警察はデモの群集を解散させるために過剰に暴力を用い、その結果、数人が亡くなった報告されている」。[2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

警察

10.03 2006 年の the USSD report によると、

「国家警察、諜報局 (the National Intelligence Service、DGRE)、憲兵隊、領土問題省 (the Ministry of Territorial Administration)、陸軍の軍警察、陸軍、防衛大臣、そしてこれらほどではないが大統領護衛隊には、国内治安維持の責任がある。その中でも国家警察と憲兵隊は、法律施行に第一の責任がある。憲兵隊、国家警察、DGRE を含む防衛省は、大統領の機関の管轄下にあり、その結果として、治安部隊は大統領に強力に管理されている。国家警察には、公安警察、司法警察、領土治安部隊、国境警察が含まれる。警察の存在があまり、または全くない地方地域では、立法施行の第一の機関は憲兵隊である」。[2a]

10.04 さらに同レポートによると、

「国民は警察を無力とみなしており、その結果しばしば『群集裁判』が行われる。法律の実施と自分たちの自由を保障する裁判が行われるためには、個人は賄賂を使うものと広く考えられている。警察官と憲兵はしばしば国民を恣意的に逮捕し拘置する、墮落した役人だと広くみなされている。検問所で警察は賄賂を要求する。有力者は、個人的な争いの相手を逮捕または暴行するよう警察

に金を払うと報告されている。Transparency International's (TI) 2005 Global Corruption Barometer によると、国民は警察が著しく腐敗している
と見なしている。処罰を受けない事は引き続き問題だが、これまでと比べると
その程度は軽くなっている。予算が十分でないこと、また研修が不適切である
ことが、国家警察にプロ意識が欠けていることに影響している。警察の効率を
改善するために、Center 県警察は、150 台の車両を購入した。[2a]

10.05 2007 年 7 月 20 日の the Post Online (Cameroon) によると、

「NCHRF の議長である Dr. Divine Chemuta Banda は、カメルーンの立法施
行部隊に入ることを希望する者に対する入隊募集条件を見直すよう求めた。Dr.
Banda は Yaounde で 7 月 17 日、the NCHRF report (2003 年から 2006 年) を
示し、NCHRF と立法施行部隊との関係についてコメントした。すなわち、立法
施行部隊うちの何人かは人権の推進や保護に関する、研修マニュアルなどの書
類さえ書いたことがない、という事情を考慮すれば、両者の関係は誠意あるも
のである。しかしながら、Chemuta 氏によると、中には人権侵害を繰り返すケ
ースに巻き込まれている者がいれば、武装強盗の共犯者もいる。NCHRF 議長に
よれば、カメルーンの立法施行者を採用する条件は現在、厳しいものではない
から、カメルーンが人権に精通した、責任感ある法の執行者を得るためには、
この条件を見直す必要がある」。 [19h][Post Online (Cameroon)]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

恣意的な逮捕と拘留

10.06 The USSD 2006 report によると、

「警察と憲兵隊はしばしば金曜日の昼間、または午後に、デタラメの容疑で人
を逮捕する。英語が話される県では逮捕後、24 時間以内に司法審査を行うよう
に規定されているものの、週末は法廷が開かれなため、金曜日に逮捕された
人たちは早くても月曜日までは拘置されたままである。警察と憲兵隊は、個人
的な不平を持つ人から賄賂を受け取り、このような『金曜日逮捕』を行う。こ
ういったことをした警察官または憲兵が制裁を受けたり罰せられたケースは
全く知られていない」。 [2a]

10.07 さらに、the USSD report によると、

「治安部隊と政府当局は引き続き恣意的な逮捕と拘留を行い、罪を犯した疑いもないのに、あるいは裁判もせず、しかも時として隔離した状態で、しばしば人々を長期にわたって拘留した。分離を唱える英語地域の国民、地元の人権監視者や人権活動家、ジャーナリスト、その他の政府を批判する者など、政治的な拘置者が報告されている。警察は許可されていないデモで人々を逮捕するが、その人たちが暴力を振るっていない限り、数時間で解放する」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to Sources](#)

拷問

10.08 2006 年の the USSD report によると、

「憲法と法律でこのような行為は禁じられている。しかし、治安部隊が拷問、殴打、その他によって受刑者や拘置者を引き続き虐待しているという信頼に足る報告があった。拷問または虐待のほとんどの場合、関わった治安部隊員を調査したり罰することはめったにない。しかし、2006 年は、少なくとも一件について、2005 年に一人の市民を拷問で死に至らしめた罪を問われて憲兵隊の隊員数名が拘置され、取調べを受けた。2006 年には、警察や憲兵隊に拘留されていた人が拷問で亡くなったという報告はない。治安部隊が特定の場所に人々を拘置し、拷問を加えたり殴打したという報告がある。治安部隊はまた、女性、子ども、高齢者を虐待したと伝えられている。数多くの国際的な人権団体、また刑務所の職員の何人かが、拷問は広く行われていると報告している。しかし、ほとんどの報告で被害者は特定されていない。なぜなら被害者またはその家族に政府の報復が及ぶのを恐れるからである。被害者のほとんどが拷問を報告しないのは、政府の報復を恐れている、あるいは司法制度を知らない、または司法制度を信頼していないからである」。 [2a]

10.09 この記述は更に続く。

「男性の拘置者からよく報告される身体的虐待には二種類ある。被害者の靴底を殴打する、『bastonnade (棒で殴ること)』と、被害者を後でに縛って棒につるし、多くの場合、急所を殴打する、『balancoire (ブランコ)』である」。 [2a]

10.10 さらに同上によると、

「裁判前に拘置されている人は時として、虐待するという脅しのもと、『留置房代』を支払うように要求される。さらなる虐待を防ぐために看守に支払う賄賂である」。 [2a]

- 10.11 これを裏付けるのは、Amnesty International の 2007 年レポートである。同レポートによると、10 月下旬に Extreme North 県の県庁所在地である Maroua 市内またその周辺で、100 名を超える人々が the Rapid Intervention Brigade のメンバーによって拘置されたという。被害者は Salack に数日間拘置された。そこでは、彼らのうち多くが裸にされ、目隠しをされた上、殴打された。その後、床が水浸しの房に拘留された。 [14a] [Amnesty International]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

司法手続きをふまない処刑

- 10.12 The USSD 2006 によると、

「2005 年とは異なり、政府のエージェントが政治的な理由による殺人を行ったという報告はない。しかし、2006 年を通して、治安部隊は殴打などの過剰暴力による殺人をはじめ、非合法的な殺人を行った」。 [2a]

- 10.13 さらにこのレポートによると、

「2006 年を通じて、盗みや呪術の疑いをかけられた者に対する集団暴力と即決裁判が、死や重傷という結果になった。殴打や焼き討ちで 43 人が死亡したと報道されているが、ほとんどのケースは報道されていない」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

軍事力

- 10.14 カメルーンには、陸軍、海軍歩兵を含む海軍、そして空軍がある。2005 年には、軍隊に属する人員は、18 歳から 49 歳までの男性が 3,525,307 人、女性が 3,461,406 人と推定されている。 [4a] [CIA World Factbook]

- 10.15 ナイジェリア軍の脅威と直面するよう配備されている陸軍軍人には、他の陸軍軍人と異なり、プロの能力と規律がある。中級以下の階級の陸軍軍人には規律がなく、賄賂を要求することが引き続き深刻な問題である。 [15] [Jane's]

10.16 陸軍の人数は1万2千人と推定される。カメルーンの軍事地域区分は行政区分と同じである。各地域に、陸軍が駐留しており、Centre、Littoral、Nord-Ouest、Ouestといったより大きな地域には大隊が駐留している。主な陸軍基地は、主要都市や町の中、またはその近くにある。特に集中しているのが、Batouri、Douala、Garoua、Kribi、N'Kongsamaba（未確認）、Yaoundeといった、大きな町である。[15] [Jane's]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

恣意的な逮捕と拘留

10.17 10.06 から 10.09 の段落を参照されたい。

拷問

10.18 10.10 から 10.13 の段落を参照されたい。

司法手続きをふまない処刑

10.19 10.14 と 10.15 を参照されたい。

10.20 The USSD 2006 によると、

「年間を通じて、盗みや呪術の容疑者に対する集団暴力や即決裁判が死や重傷に至るケースがあった」。[2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

その他の政府軍

10.21 この後の 12.01 を参照されたい。

申立の手段

10.22 The USSD 2006 によると、

「2004年に国家安全委員会の委員長（Delegate General for National Security、DGSN）に任命された、Edgar Alain Mebe Ngo'oは、2006年、虐待を告発された治安部隊を調査し、活動を一時停止させ、起訴するための重要な手段を講じた。2005年、Mebe Ngo'oは、長年、休眠状態だった、秘密工

ージェントの国内問題を担当する部署、『警察の中の警察』を復活させた。年末までに、この部署は機能するようになった。しかし、この部署が調査した事件の報告はまったく公になっていない。Ngo'o はさらに 2006 年、汚職やゆすりをした者をはじめ、法律に違反した警察官、少なくとも 17 名に制裁を加えた。その他 7 名も、裁判所から制裁を受けた。」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

軍隊

11.01 入隊は 18 歳以上である。志願による。 [4a] [CIA World Factbook]

11.02 徴兵制はない。採用は任意に基づく。採用の上限は通常、22 歳である。

良心的兵役拒否については、法律の規定がない。

30 日間までの休暇でない離隊 (absence without leave、AWOL) は「異常」と見なされ、給料の削減から強制労働にいたる制裁が加えられる。30 日を超える AWOL は、脱走と見なされる。初犯の場合には 6 ヶ月までの軍刑務所収監などの罰則が課される。 [16a] [BHC Yaounde]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

非政府武装グループによる虐待

BEPANDA の 9 人

12.01 2000 年 2 月、Douala の犯罪増加の波を押し止めるために、大統領は合同安全コマンド部隊を設置した。この実働部隊は、陸軍指揮官のもと、警察、憲兵、陸軍から成っている。これによって犯罪を抑えることはできたが、この部隊は容疑者に即ちに刑を執行することについて非難されている。

2001 年 1 月 22 日、報告によると、8 人の警官と憲兵が、Bepanda 近郊で女性の家から料理用ガスを 1 本盗んだとして、9 人の若い男性を逮捕した。9 人はコマンド部隊の本部に連行され、それ以降、誰も彼らを見ていない。

陸軍の情報源によると、9 人の若者は拘置所から逃走した。しかし、彼らの家族と民間グループは、他の 30、40 人に対して行ったのと同様に、陸軍がその 9 人を拷問にかけた上、処刑したのだと非難している。

この 9 人のうちの 2 人の兄（弟）である、Bethel Kouatou が代表者を務める「いなくなった 9 人」の家族メンバーたちは、市民団体数人の支援のもと、2001 年 3 月、「Comite pour les neuf disparus de Bepanda」を結成した。

2001 年 3 月と 4 月、「C9」として知られるこのグループは、犯罪者を取り調べ、裁判を受けさせるよう、政府に圧力を加える一連の抗議活動を組織した。国際社会と民間組織の圧力を受けて、大統領はこの部隊の指揮官を交代し、他のメンバーの多くを辞めさせたり異動させた。この件は裁判所で裁かれた。

この事案は 2001 年 4 月 23 日、Yaounde の軍事裁判所で審議が始まり、2002 年 7 月 9 日に判決が下された。裁判にかけられた 8 人の軍人のうち 2 人は、「共犯と規定違反」の罪で 15 ヶ月から 16 ヶ月の拘置の判決を受けた。3 人は「疑わしきは罰せず」で無罪に、残りの 3 人は証拠不十分となった。行方の分からない 9 人は拘置所から逃げ出したという陸軍の見解がここでも押し通された。「いなくなった 9 人」の家族や友人はこの判決に満足していなかったが、C9 の活動は消滅した。

いくつかの民間組織の発表や報告から推定されるのは、C9に関わった、多くの人々（「いなくなった9人」の家族を含む）、連合、政治政党が国から金品を受け取り、法の裁きを求める行動を放棄したということである。

このような事実が明らかになったこと、特に Bethuel Kouatou（C9のリーダー）が政府のエージェントから金を受け取り（イギリスに向けて）国を離れたことは、この委員会（C9）の信用を失墜させた。2002年以降、C9は（委員会としての）活動を本質的にしておらず、休眠状態になっている。

報道で取り上げられている数件を別にすると、2002年以後、下にあげる事項を除いて、ごく僅かな動きしかない。

- Christian Action for Abolition of Torture (ACAT) の現地支部がこの問題を国連に持ち込み、家族との接触を続けている。
- Transparence International、the International Human Rights Federation といった国際団体が、この「Bepandaの9人」事件について関心を持ち続けている。
- カメルーン人の活動家である Djeukam Tchameni が、カメルーン大統領を訴える裁判をベルギーで起こしている。
- 被害者と言われている人々の家族の代理人である、ベルギーを本拠地とする弁護士 Jean de dieu Momo は、家族の損害賠償におよそ150万ポンドの要求をしていると言われている。
- いなくなった9人とは、Fabrice Kuete、Elysee Kouatou、Charles II Kouatou、Eric Chia、Efician Chia、Marc Etaha（1964年1月23日生まれ）、Chartry Kuete、Frederic Ngouffo（1968年ごろの生まれ）、Jean Roger Tchiwan である。 [16b] [letter from BHC Yaounde [17] [ACAT declaration]

12.02 「Bepandaの9人」の運命に関する真実を求める、このC9委員会は、当面、行動を起こすことを中断している。同委員会によるとこの決定は、政治家がこの問題から政治的な資金を得ることを妨げるためだという。 [53] [africast.com]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

恣意的な逮捕と拘留

12.03 2006年のthe USSD reportによると、

「North 県と Extreme North 県では、政府が引き続き、伝統的な族長または Lamibe に、政府の刑務所制度外で人を拘置することを許している。事実上の私的刑務所である。カメルーン国内全域で伝統的な支配者は自分たちの従属者から支援と正当性を得ている。従属者の多くは、Lamibe に紛争の解決を求める。Rey Bouba、Gashiga、Bibenmi、Tcheboa といった伝統的な族長の支配する地域の王宮内では、私的刑務所があり、深刻な虐待で知られている。North 県 Garoua にある王宮刑務所を壊すのに先立って、王宮のスタッフは、年間で合計 50 人が通常、1、2 週間の期間、王宮刑務所に収監されると推定した。」 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

拷問

12.04 引き続き the USSD report によると、

「Garoua で有罪となった者はしばしば殴打されるなど、肉体的虐待を受けた。族長支配地域の王宮スタッフによると、殺人のような重大な罪を犯したものは、地元の警察に引き渡された」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

強制的徴兵

12.05 徴兵はない。 [4a] [CIA World Factbook]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

裁判所制度

13.01 The USSD reportによると、

「憲法と法律によって独立の裁判所制度が規定されている。しかし、裁判所制度は行政機関の影響に強く影響される状態のままである。汚職と非効率性も引き続き深刻な問題である。裁判所制度は法務省の下部組織で、法務省は大統領職の一部である。憲法上の変則により、大統領を『第一政務官』に指名しているので、大統領は裁判所制度の『長』であり、司法の行動に影響を及ぼしうる、裁判所制度に対するいかなる制裁についても理論上の仲裁人である。しかし、実際には、大統領はこの役割を果たしていない。憲法では大統領は司法制度の独立を保証する者だと明記されている。大統領はまた、the Supreme Council of the Magistrature の助言を得て、判事全員を任命する。政治的に微妙ないくつかの事件は、裁判所で審問されたことがない。しかし、裁判所制度は、独立性を獲得しているという控えめな兆しを見せている。2006 年、治安部隊軍人による虐待を含む、何件かの人権問題事件における損害について、裁判所は政府に責任があるとした。例えば、Miagougoudom 事件の場合、政府は被害者の家族の損害に対して 4 万ドルを支払った」。[2a]

13.02 さらに同上レポートによると、

「法律制度には、国内法と慣習法がある。多くの刑事事件および民事事件は、いずれを使って裁判を行ってもよい。しかし、刑事事件は通常、法定裁判所で裁判が行われ、呪術をはじめとする慣習法廷の有罪判決は自動的に法定裁判所に送られる。慣習法廷は第一審として機能する。地方では最も頻繁に使われる慣習法は、その地域の主要な民族グループの習慣に基づいており、また慣習法ではそのグループの伝統的な権威者が判決をくだす。慣習法は、『自然的正義、平等、良き良心にとって不愉快なもの』ではないときにのみ有効だととらえられている。しかし、地方の多くの国民は民法における自分たちの権利を知らない状態のままで、慣習法の裁きを甘んじて受けなければならないと教えられている。慣習法は、表面上は平等の権利と地位を規定しているが、相続や雇用について男性が女性の権利を制限することがあり、また伝統的法制度で女性が夫の法的財産として扱われていることもある」。[2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

組織

13.03 The USSD 2006 によると、

「裁判所制度には最高裁判所、10 の県に一つずつおかれている高等裁判所、58 の国の区域 (division) それぞれにおかれている第一審裁判所がある」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

独立性

13.04 The USSD 2006 によると、

「地方地域では、主に後継者問題、相続、子どもの養育といった、家族に関わる民事の争いを解決する第一の手段として慣習法廷がある。離婚問題は、政府が正式な許可を通じてその結婚に対して制裁を加えない場合に限り、慣習法廷に持ち込むことができる。慣習法廷は民事事件において両当事者の同意があった場合にのみ裁判権を行使する。当事者のいずれにも、立法法廷に持ち込む権利があり、また慣習法廷での判決を覆すよう、立法法廷に訴える権利がある。ほとんどの伝統的な法廷が、上級の伝統的権威者への控訴を認めている。英語が話される、二つの県ではアングロ - サクソンの伝統の特定の部分が適用されるものの、司法制度はフランスの司法制度の影響を強く受けている。過去には、このように法律の伝統が混在しているために、フランス語地域と英語地域の両方の司法制度で扱われた事件で裁判所の対応が対立するという問題も起きている。2006 年、政府は新しい刑事訴訟法を制定し、国内全域でこの法律に関するトレーニングを行った」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

公正な裁判

13.05 2006 年の the USSD report によると、

「法律では被告が無罪と証明される公正な公開尋問について規定がある。しかし、この規定は尊重されないことがしばしばある。陪審員制度はない。被告は出席して、適切な時点で弁護人に相談する権利がある。被告は通常、目撃者に質問し、自分の側の目撃者と証拠を提出することが許されている。被告はまた、自分の事件に関連して政府が提出した証拠にアクセスすることができる。指名された弁護人には僅かな報酬しか支払われないため、貧しい被告人の法廷代理の質は低い。The Cameroonian Association of Female Jurists のような法律家の組織やボランティア団体が、事件によっては無料で支援を提供している。The Project for the Improvement of Conditions of Detention

は、引き続き刑務所事件について、弁護士を従事させている。裁判は、法務省が政治的色彩がある、または社会治安を乱す、と判断した事件を除いて、通常、公開である。実際に、被告は無罪の推定を享受し、上告する権利を行使した」。

[2a]

13.06 さらに同レポートによると、

「役人が裁判で与えられた刑期を超えて個人を刑務所にとどめ続けたという報告がある。2005 年、Yaounde 高等裁判所の検事長は、Kondengui 刑務所のおよそ 150 人についてファイルを調べ、司法上の状況を確認した」。 [2a]

13.07 またも同レポートによると、

「裁判官に政治的な偏見があるため（それはしばしば政府の指示による）、裁判がしばしば差し止められたり、休廷の期間が延長されて極端に長い裁判期間となる。政界や実業界の有力な関係者は、事実上、起訴されることはない。政治的に微妙ないくつかの事件は、賄賂の提供で決着が付けられた」。 [2a]

13.08 2006 年、カメルーンでは数多くの注目を集める有罪判決があった。歴史的に見て法律は MP や伝統的な指導者を保護していたが、多くの最近の重要な事件では、裁判にかけられるよう、被告は議会の免責特権を剥奪された。特に重要な事件では、地域的指導者である Balimkumbat（MP でもある）に対する、15 年間拘禁の有罪判決がある。罪名は、野党の地域長である、John Kohtem 殺害である。 [5b] [FCO Human Rights Report 2006]

13.09 2007 年 7 月の the Post Online によると、

「カメルーンにおけるあらゆる形の拷問の被害者は、今後は、ガンビア国のバンジュルに本部がある『人権アフリカ裁判所（the African Court on Human Rights）』に訴え出てほしい。この呼びかけをしたのは、the Action by Christians for the Abolition of Torture、ACAT の Mrs. Madeleine Afite である。…カメルーンの司法制度は事実上、頼りにできないので、Afite は、被害者が自分たちの事件をこのアフリカ裁判所に訴えることができるように政府が動きを始め、その動きを容易にするよう求めている。Madeline Afite は、このアフリカ裁判所では、公正な判断がくだされるものと信じている。…Afite が注目したのは、警察や憲兵隊の部署では国内のすべてで、拘置される者は、2000FCFA から 15,000FCFA を『新入り』税として、房の長と自称する者を通じて支払わなければならない、ということだ」。 [19i]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

刑法

13.10 新しい刑事訴訟法には次のような規定がある。

- いかなる個人を逮捕するときも、司法警察は逮捕状を提示し、なぜ逮捕されるのか、その理由を本人に告げなければならない。国家評議会 (the State Counsel) の承認なく、何人であれ 48 時間以上拘置する施設
- もはや、週末に人々を逮捕してはならない。
- 拘置者の服を房内で脱がせてはならない。
- 検査行政官が予備調査を行う。
- 誤った収監を行ったものは厳しく処罰され、被害者は補償される。
- カメルーンの英語地域では、裁判所は一つの事件の刑事面と民事面の両方を同時に扱うことができる。
- 法を執行する役人は、夜に家宅搜索することは許されない。なお、当事者は法を執行する役人が自分の家の家宅搜索を始める前に、その役人自身を調べる権利がある。 [19a] [The Post Online – Cameroon]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

刑事訴訟法

13.11 カメルーンで非常に大きく取り上げられた新しい刑事訴訟法が 2007 年 1 月 1 日に発効した。この新しい法律は 2005 年 7 月に採択され、フランスの民法の主な特徴とイギリスのコモン法制度を、慣習法と合わせて混成したものである。新しい法律が採択されるまでカメルーンの刑事訴訟は、フランス語地域のカメルーンでは 1838 年 2 月 14 日に制定され、その後修正を加えられたフランスの『code d' instruction criminelle』で規定され、英語地域のカメルーンでは様々な普通法、主として 1958 年のナイジェリアの『刑事訴訟規定』によって規定されていた。 [44a] [Dibussi.com]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

逮捕と拘留 - 法的権利

14.01 2006 年の the USSD report によると、

「法の規定により、現行犯である場合を除いて警察は逮捕状を得なければならない。通常の犯罪について警察は 24 時間まで人を拘留し、告発するまで拘留を 3 回更新することができる。この規定は通常、遵守されているものの、警察が時としてこの規定に違反したという、いくつかの立証はできない報告がある。拘留の合法性を司法が見直す権利については、英語が話される二つの県でのみ法で定められており、実際にこれが守られている。フランス語が話される県では、フランスの法的慣行が適用され、拘置を命じた当局が検察官に事件を送るまで、司法当局が事件について行動を起こすことはない。このプロセスは実際には 15 日から 1 ヶ月かかった。フランス語が話される県では、行政官は、事件を裁判に送る令状を発行した後に、裁判所での手続きは保留して、拘置されている者を行政上のまたは裁判前の拘置として無期限で拘留することができる。裁判所制度に人員が不足し、また管理が不適切なために、この一年、そのような拘置がしばしば延長された。県知事、地域の高官といった行政当局者は、罪科がなくても、表向きは強盗と闘い公序を維持するために、15 日間の更新期間にわたって拘留できることが法で定められている。拘留されている人は、多くの場合、弁護士にも家族にも接触を禁じられる。法律で釈放が認められているのは、英語が話される県だけである。釈放はめったに許されない」。 [2a]

14.02 同レポートは続く。

「新しい刑事訴訟法（2007 年 1 月に施行）を準備するために、法務省は国内の 10 の県それぞれでこの法律に関する研修を行った。この新しい法律によって人々が釈放によって解放される権利が全国に拡大された。この法律ではまた、警察や憲兵施設に取り調べのため逮捕されている人々が、拘置されたときから、弁護人の支援を受けられると定めている」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

刑務所の状況

15.01 2006 年の the USSD report によると、

「状況は概して引き続き、過酷で、生命の危険がある。刑務所は収容人員を大幅に超えており、非衛生で、不適切な状態であった。特に主だった都市部の外部でそれが著しい。食物、健康管理、衛生のために非常に資金が不足しているが、政府は資金を提供しなかった。これは、伝統的統治者が運営する、北部の『私的刑務所』を含む、すべての刑務所に共通している。受刑者は荒廃した植民地時代の刑務所に収容されている。収容者の数は当初意図されている数の、4、5 倍である。…2005 年、800 人が雇用され、刑務所制度で働くための訓練を受けた。2004 年、刑務所および拘置所の管理、および治安部隊が逮捕したすべての人々に対する責任を、政府は領土管理省から法務省へと移管した。さらに、刑務所での虐待を監視するために、政府は人権を担当する組織を法務省内に創設した。医療を受けられずに受刑者が死亡したという報告も数件ある」。

[2a]

15.02 Bamenda 中央刑務所の収容者は、未成年、女性、判決前の拘置者、刑が確定した刑事犯に分けて収容されている。刑務所に塀はない。逃走しようとした収容者は、警備上、また罰として、鎖につながれるので、歩くことしかできない。

[28] [Cameroon FFM 2004]

15.03 2006 年の the USSD report によると、

「憲兵隊や警察におかれている、この国の刑務所とその中の拘置房では、健康や医療上の手当は存在しない。…刑務所の係官は報道によると、罰せられることなく収容者を拷問にかけ、殴打するなど、虐待を加えている。刑務所職員の間には汚職が蔓延している。収監者は時として看守を買収して、一時的な自由行動をするなど、自分に便宜を図ってもらったり、治療を受けたりできる。女性のための刑務所が2ヵ所ある。また、判決前の女性のための拘置所もいくつかある。しかし、女性は警察や憲兵隊の施設で日常的に男性と一緒に、時には同じ房に収容されている。未成年の収容者はしばしば大人と一緒に、時として同じ房に収容される。大人の同房者によって未成年の収容者が性的に虐待されたという信頼できる報告がある。判決前の拘置者は日常的に、有罪の判決を受けた刑事犯と同房に収容されている」。 [2a]

15.04 The USSD 2006 の記述はさらに続く。

「北部と最北部では、政府は引き続き伝統的族長に政府の刑務所制度の外で収監することを許可している。事実上の私的刑務所である。Rey Bouba、Gashiga、Bibemi、Tcheboa といった伝統的な族長支配の地域内では、深刻な虐待が行われていると言われている私的刑務所が複数存在する」。 [2a]

15.05 The Amnesty International 2006 report によると、

「(2006 年)1 月 3 日、New Bell 刑務所で暴動があり、収容者 1 名が死亡し、20 名が負傷した。この囚人同士の争いには、『アンチ・ギャング』として知られるグループが関わっていた。このグループは、この刑務所で、当局の求めによって殴打など過酷な懲らしめをしていたことを告発された。この暴動が収まるとただちに、刑務所長が交代した」。 [14d]

15.06 赤十字国際委員会は (ICRC) は、この地域の拘置施設は全体的に予算が不足していると報告している。Bamenda 刑務所では、ICRC が水と衛生の施設を向上させたところ、健康上のリスクが削減された。これと平行して、拘置当局が拘置状況を改善することを支援して、様々のプログラムが実行された。カメルーンにおいて、関連する大使館や国際組織と同様、当局にも定期的に ICRC からカメルーンの刑事上の改革計画について情報提供があった。2006 年、カメルーンの法務省は、刑務所の食事と構造維持のための予算を増やした。 [18] [ICRC 2006 report]

15.07 カメルーンの刑務所では、結核とエイズがはやっている。Douala に近い、Edea 刑務所では、便器が並んでいる、その隣りの小さな房に 12 人が収容されていた。何人かが非常に感染性の強い病気であったとしても、刑務所は満員で、隔離スペースもない。

Edea 刑務所の状況は、Douala にあり、3000 人を収容する国内最大級の New Bell 刑務所の状況とそっくりである。2003/04 年の合同調査によると、ここでは平均して各房につき二人の収監者が結核であることがわかった。 [40] [IRINnews]

15.08 New Bell 刑務所では、HIV 感染率が増加している。2005 年、収監者の 12.1% が感染しており、2004 年の 11.5% から増加している。収監者のうち、肺結核や結核の症状がある者でさえ、検査を受けることに合意するのはごく少数である。

したがって、この調査によると実際の HIV 感染はずっと高いと見込まれる。

[40] [IRINnews]

- 15.09 当局によれば、感染の主要な理由は、過剰な収容状況のためである。New Bell 刑務所は 700 人を収容するように設計されているが、実際には 3000 人が収監されている。他の理由としては、感染した収監者を隔離できない、また困難な状況にあることから生じるストレスによって身体が弱くなっている、ということがある。 [40] [IRINnews]

- 15.10 335 人が収監されている Edea 刑務所の管理には、常に問題がある。刑務所長はこう言う。「我々はこの茂みの中にある刑務所の中に見捨てられている。すべての援助は、Douala と Yaounde までで、その先にはいかない」。さらに、300 人を超える拘置者のための健康管理や薬品のための予算は全くないと述べた。

ここでは、留置者は、自分で薬を買い、自分で自分の面倒をみなければならない。多くの場合、収監者には手段がないから、家族が介入しなければならない。しかし概して、家族はそうできないか、または収監されている者をすでに見捨てている。 [40] [IRINnews]

- 15.11 役人と健康問題の専門家は、GTZ、刑務所管理者、法務省、そして地元の NGO が始めたプログラムのもとで改善されることを望んでいる。このプログラムは、病気の収監者を見つけて治療し、また収監者とスタッフを病気の伝染について教育するように作成されている。このプログラム作成の基礎となった調査は、刑務所内に結核診断治療センターを作り、最低でも年に一回、収監者と職員を検査し、必要な場合には隔離することを勧告している。この調査はまた、自発的な検査とともに、国の反 AIDS 委員会が監督する、HIV 予防プログラムを要請している。 [40] [IRINnews]

- 15.12 Kondengui 刑務所の危機について調査することが命じられた。この事件では、2006 年 12 月 28 日に看守がストライキをしたときに、四人が死亡している。
[19c] [The Post Online (Cameroon)]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

死刑

- 16.01 カメルーンは現在、死刑廃止国とみなされている。最後に行われた死刑は、記録によると 1988 年である。 [20] [Hands Off Cain]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

政治的提携

- 17.01 これまでと同様に、英語地域の分離主義活動(SCNC)のメンバーが逮捕され、短期間、留置された。1月には、Bueaでの会合の期間中、少なくとも40人のSCNCメンバーが逮捕された。数日後、全員、とがめなく解放された。3月にはさらに29人が逮捕、拘留された。4月24日、Bamendaで60人以上のSCNCメンバーが逮捕され、5月1日に解放された。 [14a] [AI 2007 report]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

政治的意見表明の自由

- 17.02 複数政党制民主主義の初期の頃は、反対と抵抗の広がり、Biya大統領の政権は大きく揺さぶられた。しかしその後、the Cameroon People's Democratic Movement (CPDM)と大統領は、カメルーンの政治的場面で再度、優位を宣言することができた。 [5a] [FCO Country Profile]
- 17.03 選挙組織を非常にゲリラ的な政権から切り離すように、という国際社会からの圧力を受けて、人員構成（大統領が指名する）と権限について反対派の抵抗があったものの、2006年12月29日、政府は選挙を監督する機関（ELECAM）を設立した。 [5a] [FCO Country Profile]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

連携と集会の自由

- 17.04 2006年のthe USSD reportによると、

「法では集会の自由が定められているが、事実上、政府はこれを制限している。法によると、公開の会合、デモ、または行進を組織する者は、前もって届け出なければならないが、公開の会合に事前の政府の許可は必要ないし、政府には事前に許可していない公開の会合を抑圧する権限はない。しかし、役人は、法が暗に政府に公開集会に許可を与えたり拒絶する権限を与えていると、決まって主張してきた。その結果、政府に対して批判的な人物やグループが組織する集会には政府は許可を与えず、許可しなかった公開集会については武力を使って繰り返し抑圧した」。 [2a]

17.05 引き続き同レポートによると、

「治安部隊は 2006 年を通して、市民、労働組合、また政治活動家グループのデモ、集会、大会を強制的に妨害した。年間を通して様々な機会に、当局は、未登録の政治グループであり、独立を唱えることから政府が非合法とみなしている SCNC に対して、集会を開く許可を与えることを拒み、治安部隊が数人の活動家を逮捕、拘禁した」。 [2a]

17.06 さらに同レポートによると、

「政府が政党として認める条件、また多くの政治活動の必要条件から、穏やかな分離主義の主張は除外されている。180 以上の政党が数多くの増加を続ける市民連合とともに合法的に活動している一方で、政府は引き続き SCNC の政党としての登録を拒み、SCNC の指導者やメンバーに嫌がらせ行為をし、逮捕している」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

反対派グループと政治活動

17.07 Biya 大統領は、ますます声高になる分離を求める英語地域カメルーンの要求を抑えることができないでいる。ここ数十年、より多くの地域自治を求める SCNC や the Southern National Youth League (SCYL) といった分離支持運動とともに、社会の中での政治的な弾き出しや差別が激しくなっている。この一触即発状態の争いは、1999 年の締め付けの直後から内包されていたが、活動家たちは 2001 年 10 月の統合 40 周年祝典の場を使って、国内政治における弾き出しに抗議する穏やかなデモを行い、より大きな政治的権利を要求した。Biya は再び武力を使って抗議を押さえつけた。これに対して Amnesty International は、自由と表現の権利を尊重するよう強く主張した。
[21] [Institute for Security Studies]

17.08 分離運動である SCNC は、英語地域カメルーンに独立した共和国を設立する運動を進めるために 1995 年に設立された。SCNC は、1999 年 12 月に『Federal Republic of Southern Cameroon (南カメルーン連邦共和国)』の成立を宣言し、2004 年 4 月、Frederick Ebong Alobwede をこの自称共和国の大統領に任命した。 [13] [Political Parties of the World]

- 17.09 SCNC の 2006 年 7 月の広報発表によると、Ayamba Ette Oyun 族長が SCNC の国家議長で、Nfor Ngala Nfor が国家副議長である。[48a] [Unrepresented Nations and Peoples Organization]
- 17.10 SCNC によれば、SCNC のメンバーの多くがその連携のゆえに政府治安部隊に嫌がらせを受け、尾行され、時には殴打されている、という。メンバーとその家族は、学校や職場から拒絶されている。メンバーと家族は政府の弾圧を受け、自分たちの目的について静かにしているようにと、賄賂を提示されている。彼らの活動は制限され、当局から常に見張られ、生命の危険にさらされている。[28] [Cameroon FFM 2004]
- 17.11 2006 年の the USSD report によると、
- 「治安部隊は、2006 年を通じて、およそ 70 人の SCNC の指導者、メンバー、支援者を先制して逮捕した・・・」。[2a] [USSD 2006]
- 17.12 多くの英語を話すカメルーン人は、独立以来フランス語を話す多数派によって弾き出されていると感じており、国内東部において自分たちの問題をもっとコントロールしたいと考えている。この人々の独立の求めは、主にフランス語を話す当局者から長い間、無視されている。 [15] [Janes]
- 17.13 2006 年の the USSD report によると、
- 「(2006 年)3 月 9 日、Douala の憲兵隊は、野党の一つである、Manifeste Africain pour la Nouvelle Independance et la Democratie (MANIDEM) の集会を妨害した。しかし、MANIDEM は、適切な行政当局から集会について暗黙の承認を得たと主張している。口論の際にベンチがいくつか壊されたが、憲兵隊の指揮官が介入し、部下に静粛にするよう求め、その後、MANIDEM は集会を再開した」。 [2a]
- 17.14 CNC 副議長で UNPO(Unrepresented Nations and Peoples Organisation) メンバー代表である Dr. Nfor Ngala Nfor 事件の尋問はまた遅れた。裁判長と検察側の証人全員が裁判に出廷しなかったために、尋問は 2007 年 8 月 28 日に延期された。そのため、UNPO は今年の初めに Dr. Nfor 他の SCNC 活動家が罪科なく 50 日以上留置された際の保釈尋問のように、Dr. Nfor の裁判が苦しめられるのではないかと心配している。 [48b] [UNPO]

- 17.15 SDF は、カメルーンにおける筆頭野党である。1990 年初めに創設された。その後、一年間、SDF の反政府集会がしばしば当局の抑圧の対象となったが、1991 年 3 月に法的承認を受けた。SDF は 2002 年の法定選挙を戦ったが、その前の選挙では 43 議席を得たのに対し、22 議席しか獲得できなかった。この敗北にもかかわらず、SDF は英語地域である North West 県の固い支持を受けた。同県では 19 人の候補が議席を得たのである。 [13] [Political Parties of the World]
- 17.16 The Political Office、BHC Yaounde は、SDF は 1994 年以来、Fru Ndi 議長の特権的なやり方に創設者の多くが不満を持ち、不一致が生じているために激しく揺さぶられている、とコメントしている。最も最近の争いによって、2006 年 5 月、SDF は分裂して会議を行うことになり、暴力的争いによって一人が死亡した。二つの派閥が発生したが、国は結局、Fru Ndi の派を承認した。 [16c] [BHC Yaounde]
- 17.17 allAfrica.com は、2006 年 10 月 30 日の記事で、これを支持している。
- 「この 5 月 26 日以来、Yaounde 会議で選ばれた弁護士 of Bernard Muna は、自分が合法で正当な SDF 国家議長であると主張している。一方で、Bamenda で選出された Ni John Fru Ndi は、自分が SDF の唯一の国家議長だとしている。...Hon.Ngsasiri Clement は、予備選挙の盛り上がりの中、2006 年 5 月 25 日の SDF 全国会議で最後に負けたが、13 日金曜に Yaounde の記者会見で、自分が SDF の統制権を握ったと宣言した。...その間、さる 9 月 26 日、Mezam 高等裁判所は、SDF の Fru Ndi 派が起こした訴訟に対して判決を下した。Emile Ambo Ezieh 判事は...SDF の派閥リーダーの Bernard Muna 弁護士に、自分が SDF 国家議長であると言いふらすのをやめるよう命じ、また Hon. Ngwasiri とその代理人、支援者に対して、集会を開くこと、また SDF の代表であるかのようにふるまうことに対して警告を与えた」。 [9n]
- 17.18 The Alliance of Progressive Forces は、自分たちの政党を作ることを決心した SDF の反対派のメンバーによって 2002 年半ばに創設された。彼らは SDF のリーダーである John Fru Ndi は『専横的管理』をしているという。2007 年初め、SDF 内派閥のリーダーである Ben Muna は、SDF の反対派の人々からなるいくつかの政党を結集し、表面上 SDF を『解散させ』、AFP へと統合した。Muna は AFP の議長に選出された。AFP のメンバーのほとんどが元 SDF 支持者で、AFP が SDF に対して同じ地元で挑戦を挑むものと期待される」。 [13] [Political Parties of the World][16c][BHC Yaounde]
- 17.19 2006 年 11 月 22 日の the Post Online (Cameroon) の報道によると、

「カメルーンの、国会議員をしている、ある年長の政治家(Doh Gah Gwanyin)は、カメルーンの 2004 年の大統領選挙の運動(sic)で政治的対抗馬を殺害した罪で有罪になり、他の 9 人とともに 15 年間投獄されている。…野党である SDF の地区議長である、John Khotem は、2004 年 8 月 20 日、Balikumbat の村の街角で、死んでいるのが見つかった。一人の目撃者が、他の男たちが Khotem を殴り、殺したのを見たと言証した」。 [19k]

- 17.20 The Union of the Peoples of Cameroon (UPC) は、1940 年代の終わりに、フランス支配に対抗して、マルクス - レーニン主義の政党として創設されたが、フランス統治下で 1955 年に活動を禁じられた。1996 年、Augustin F Kodock (UPC 事務局長) は、事務局を解雇され、その後 UPC のライバルである派閥を自分をリーダーとして立ち上げた。UPC の創設者の一人である Ndeh Ntumazah の UPC(N) から区別するために、この派閥はしばしば UPC (K) と呼ばれる。UPC (K) は、2002 年の国会選挙で 3 議席を獲得した。この派閥は 2002 年 8 月に、CPDM が制御する政府に加わった。 [13] [Political Parties of the World]
- 17.21 The Cameroon Diaspora Coalition は、現在のカメルーン大統領に対抗する、国際的な組織である。このイギリス支部は、当地の SDF 代表でもある Brice Nitchou が率いている。 [49o] [Zoom Info]
- 17.22 CPDM には婦人部 (OFRDPC または WCPDM)、青年部 (YCPDM または OJRDPC) がある。これらは別の政党なのではなく、単に CPDM 内のグループである。青年部は、18 歳以上の若者であれば誰でも参加できる。 [16d] [BHC Yaounde]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

言論の自由とメディア

18.01 2006 年の the USSD report によると、

「言論と報道の自由は法で定められている。政府が事実上このような権利に制約を加え続けている一方で、各メディアは力強く活発に活動している。政府や役人に対する批判を封じるために政府は時として強力な誹謗法に訴える。ジャーナリスト、特に放送関係者は、実際に行われる、または行われると予想される政府による脅し、嫌がらせ、言論関連の罪による刑事罰のために、しばしば自主的な検閲をしている」。 [2a]

18.02 同レポートの記述はさらに続く。

「政府は国内でも数少ない日刊新聞である『the Cameroon Tribune』を発行している。この新聞は、政府批判の抗議や政党については広く報道せず、明らかに与党を批判することもなく、また政府の計画を否定的に報道することもない」。 [2a]

18.03 さらに同レポートによると、

「2006 年には、およそ 200 の民間所有の新聞が発行された。しかし、主に資金の不足から、定期的に発行されたのは 25 紙に過ぎない。『Mutations』、『La Nouvelle Expression』、『Le Messenger』だけが民間の新聞である。新聞は主に都市部で読まれており、そのほとんどが政府批判を続け、汚職、人権侵害、同性愛、経済政策など、論議を呼ぶ問題について報じている。しかし、政府は刑事誹謗法を使って、偽りの情報の伝播を犯罪とすることで、報道を抑圧した。国内には数多くの民間新聞があるものの、文字によるメディアの影響力はごく僅かである」。 [2a]

18.04 さらに同レポートによると、

「政府は放送メディアを厳しく統制した。ラジオは引き続き、ほとんどの国民に到達する最も重要なメディアであった。カメルーン国内で放送している私有のラジオ局はおよそ 20 である。…テレビとラジオの放送を行う、国営の CRTV 放送は、唯一の公認放送局で、国内で完全に認可された放送局である」。 [2a]

18.05 さらに同レポートによると、

「法律は、外国のニュースサービスの放送を許しているが、外国の報道会社は国営放送局と組まなければならない。BBC、Radio France International、その他の外国の報道会社が、国営の CRTV と組んで放送を行っている」。 [2a]

18.06 さらに 2006 年の the USSD report は、

「テレビは印刷されたメディアほど普及はしていないが、より大きな影響力がある。5 つの独立したテレビ局は、時として貧困、失業、貧弱な教育、またこのような問題の原因であると放送局が言っている政府の怠慢と汚職に焦点をあてるものの、政府を批判することはおおむね避けている。『Cameroon Tribune』のように、CRTV は、政治的対抗者については比較的わずかな関心しか示していないが、CPDM 活動については幅広い報道を行っている。」 [2a]

18.07 引き続き同レポートによると、

「治安部隊は通常、県政府の役人の命令に従って行動したが、ジャーナリストに対しては、逮捕、留置、肉体的虐待、脅し、その他の嫌がらせを加え、引き続き報道の自由を制限した」。 [2a]

18.08 さらに同レポートによると、

「9月3日、Yaounde military security agency (SEMIL) の役人数人は、月刊誌『L' Afrique Centrale』の発行人である、Duke Atangana Etotogo を逮捕拘禁した。その際に令状は持っておらず、販売されていた雑誌を押収した。Etotogo は軍隊とその指導力に関する一連の分析レポートを発行していた。この逮捕の目的は、Etotogo を強制してその情報源を明らかにさせることだった。SEMIL は厳しい取調べを5日間行った後、Etotogo を解放した」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

18.09 The USSD 2006 には、次のようなレポートもある。

「1月3日、Douala 近郊の憲兵隊は、ジャーナリストで『Le Messenger』という新聞の発行者である、Pius Njawe に暴行を加えた。Njawe は Douala にある Wouri 橋を車で渡っているときに、自動車事故を目撃し、車を停めて写真をとったが、そこに来ていた憲兵隊がそれを禁じた。Njawe が写真を撮ると言い張ると、憲兵隊は Njawe を殴打し蹴りつけ、最終的には Njawe の車に押し戻した。Njawe は憲兵隊の隊員に対して不服を申し立てることはしなかった」。 [2a]

18.10 The USSD 2006 によると、

「政府は、活字メディアで政府を批判する者を刑事文書誹謗法によって起訴した。…特に地方地域の指導者はこの法律を濫用し、地元のリポーターが汚職や虐待行為を報道しないようにした。政府の様々な役職者や高官が、ジャーナリストに対して9件の文書誹謗訴訟を起こしている」。

[2a]

18.11 2006年11月27日の the Committee to Protect Journalists によると、

「Buea という南西部の町の警察は、唯一の民間の英字週刊紙の発行者である Ezieh を自宅から引きずり出し、容赦なく殴打した。地元のジャーナリストによると、この攻撃は、地元警察が Buea 大学における学生の抗議に対抗したことについて、Ezieh の週刊紙が批判的な記事を書いたことに関連しているという。地元および国際的なニュース報道によれば、授業料の不正に対する抗議と言われるこの騒ぎで、警察によって学生二人が殺害された」。

[22]

18.12 2006年11月17日の allAfrica.com によると、

「国際ジャーナリスト連盟 (International Federation of Journalists) は今日、カメルーンのラジオ番組の司会者、Agnes Taile が先ごろ Douala で数名の正体不明の男によってひどい暴行を受けるという攻撃にあったこと、またその後、番組を引き継いだジャーナリストが継続的に脅されていることを、強く非難した」。

[9am]

18.13 2007年の Reporters Without Borders のレポートによると、

「Paul Biya 大統領が支配するこの国で、脆弱ではあるものの、報道の自由が現実になったのは1982年からである。いまだに数多くのタブーがあり、そのタブーを破った者は誰でもその報いを受ける。しかし、2006年は、カメルーンの報道にとって厳しい年だった。それは主に、破廉恥な数人の編集者の行動が原因だ。確かにカメルーンは、2000年から数年間そうであったような、ジャーナリストが面白半分に拘置されるという、緊迫して残酷な場所ではなくなっている。しかし、軍隊または分離主義者が英語地域に衝撃を与え、汚職が微妙な話題である国においては、ジャーナリストであることはいまだ危険である。…2006年は、カメルーンの報道が悪い光のあらゆる陰の部分におかれた年であった。1月の始めから、『共和国の同性愛者』事件でひどく揺さぶられた。この

事件によって報道する者の間にひびが入り、嫌悪感が引き起こされた。・・・」。

[23]

18.14 続けて最近の出来事についてこのレポートによると、

「したがって『国境なき報道者たち (Reporters Without Borders)』は、カメルーン政府が報道に関する法律だけでなく、メディアを規制する仕組みについても改革するよう、カメルーン政府に提言している。コミュニケーション大臣の Pierre Moukoko Mbonjo は、改革を導入しようと試みたが、その内容は、行政の警察力に対してコミュニケーション省が新聞の押収を命じることを許すことを提案するもので、いい加減で不適切なものであった。この案は国会で否決され、同大臣はこの改革を推し進めることなく秋に辞職した」。 [23]

18.15 上述のコメントを支持して、Freedom House 2007 は次のように報道している。即ち、数十ものラジオ局があり、何百という独立した、不定期発行の新聞があるものの、カメルーンには言論の自由に対する法的保証がない。治安部隊がジャーナリストを逮捕し、肉体的虐待、脅し、嫌がらせを加えるためもあり、放送と活字を手段とするジャーナリストが自主的に検閲することは、当たり前になっている。しかし政府は、まだインターネットについては規制や監視を行っていない。 [31] [Freedom House 2007]

18.16 Amnesty International の 2007 年レポートによると、

「数人のジャーナリストが報道を理由として拘置されたり、襲撃されたりした。当局がこのような襲撃に責任がある者に対して行動を起こしたことは知られていない」。 [14a] [AI 2007]

18.17 メディアの構成は次のとおりである。

活字 – ‘Le Messenger’, ‘Cameroon Tribune’, ‘Mutations’, ‘The Herald’, ‘The Post’, ‘La Nouvelle Expression’, ‘The Chronicle’

テレビ – Cameroon Radio Television, Canal 2, STV

ラジオ – Cameroon Radio Television, Radio Reine, Radio Siantou. [10g] [BBC News Country Profile – Cameroon]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

人権のための機関、組織、活動家

19.01 The USSD 2006 によると、

「数多くの国内外の人権グループが、通常は政府の制限なく運営されており、人権問題の事件について調査を行い、判明した事実を公表している。しかし、政府の役人は、人権グループのメンバーに嫌がらせをしたり、収監者との接触を制限したり、また情報の共有を拒んだり、暴力をふるうことで、地元の人権 NGO の効率的な運営を繰り返し妨害している」。 [2a]

19.02 「カメルーン国内では、数多くの人権 NGO が運営されている。The National League for Human Rights、the Organization for Human Rights and Freedoms、the Association of Women against Violence、the Movement for the Defense of Human Rights and Freedoms、the Cameroonian Association of Female Jurists、などである」。 [2a]

19.03 「カメルーンの 200 を超える NGO のうち、活動を認可されているのは 19 に過ぎない。その他はすべて非合法に活動している。Biya 政権は、NGO の運営の内容については干渉しないが、領土管理・地方分権省による新しい法律に従うよう、促している。当局は、最近の NGO の運営が放縦であるとして、NGO 部門全体における最近の無秩序ぶりに懸念を持つにいたっている」。
[9w] [allafrica.com]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

汚職

20.01 The USSD 2006 によると、

「汚職は政府のあらゆる部門で引き続き深刻な問題であった。司法に関わる役人も、行政関係の役人も、ほとんどどのような状況でも賄賂を受け取る、というのが一般的な認識である。2005 年 12 月に発行された Transparency International の調査によると、一世帯平均で毎年 205 ドル (113,000FCA フラン) を賄賂として支払っている。これは一人あたりの平均年収の 20% を上回る。一人当たりの平均年収はおよそ 800 ドル (440,000FCA フラン) だった」。 [2a]

20.02 さらに同レポートによると、

「2006 年に、政府は汚職と戦う措置をとった。例えば、1 月 25 日、政府は the National Agency for the Investigation of Financial Crimes (ANIF) の活動を公式に始めた。この組織の使命の一つは、マネーロンダリング、汚職に関連して私腹を肥やすこと、また公金横領と戦うことである」。 [2a]

20.03 「2 月 3 日、ANIF は、金融機関の管理者のワーキングセッションを催し、汚職との戦いに有効に参加することに関する研修を行った」。 [2a]

20.04 「3 月 11 日、大統領は、the National Corruption Observatory の創設を定める命令を無効にする法律と、それに代わって the National Anticorruption Commission を創設する法律に署名した。この Commission は大統領の権限下にあり、その主な使命は、政府の反汚職計画の有効な実施を監視し評価することである。この Commission はまた、不正な行いに関する申し立てや情報を集め、集約し、分析する。この Commission が行った調査で判明した事項から、矯正的なまたは法的な手順がとられるよう進んでいくこともありうる」。 [2a]

20.05 Biya(大統領)が長年、権力を握っていることで、汚職と職務ポストに関するえこひいきの度合いが強くなっている。Biya の膨らんだ政権では、60 人以上の大臣がいる。政府と軍隊における主要ポストには通常、Biya の部族、Bulu-Beti 族が就いている。Freedom House より。 [31] [Freedom House 2007]

20.06 カメルーン当局は、実際には存在しない、45,000 人に対して、公務員給与が支払われていたことを発見した。『幽霊労働者』は、汚職撲滅推進の一環とし

て行われた公務員調査によって分かった。外国の資金提供者は最近、汚職に取り組むために、多額の債務を帳消しにする状況を整えた。[10h] [BBC News]

20.07 allAfrica もまた 12 月 8 日、7000 人の幽霊公務員の正体があばかれた、と報道した。[9ad] [allAfrica.com]

20.08 2006 年 5 月 30 日の the Catholic News Service によると、

「汚職の蔓延で知られるカメルーンにあるカトリック学校は、自分たちの学校内で、また社会の中で、不正をどのように見つけ、対処するかを教えるプログラムを実施している。このプログラム、Fighting Against Corruption Through Schools (FACTS) は、親たちも対象としている。カメルーンの公務員は先生たちも含め、給料が低く、賄賂に依存して家族を養っている」。 [50]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

宗教の自由

- 21.01 「カメルーン国民の 53% がキリスト教徒で、そのうちの 25.1% はローマカトリックである。国民の 23% は伝統的な信仰を持ち、22% がイスラム教徒である。プロテスタント信者が 100 万人いる」。 [1] [Europa World Online]
- 21.02 The USSD 2006 Religious Freedom レポートによると、
- 「国の宗教はない。宗教的集会に関する法律 (The law on Religious Congregations) が政府と宗教グループの関係を定めた規定である。宗教グループが合法的に機能するためには、領土管理・地方分権省 (the Ministry of Territorial Administration and Decentralization、MINAT) の認可を受け、登録する必要がある。この手続きには時間がかかる。公的な認可なく活動することは非合法であるが、具体的な処罰は規定されていない。市内に増殖している各宗派を見ればそれがわかる。それらの宗派では指導者が、何々プロテスタントの分派だと主張している。登録しているものはほとんどないが、すべてが自由に活動している」。 [2b]
- 21.03 「登録するためには、宗教の宗派は、宗教的な集合であると認められるための法的要請を満たさなければならない」。 [2b]
- 21.04 「登録されているグループで知られているのは、キリスト教、イスラム教、それに Baha' i Faith だけである。2002 年には、38 の宗派が正式に登録されていた。そのほとんどがキリスト教である。また、他に多数の小さな登録していないグループが、非合法で、しかし自由に活動している。政府は、伝統的宗教の礼拝は特定の部族や血縁関係者、または特定の地域の住民が行う私的な行為である、として、伝統的な宗教グループは登録させない」。 [2b]
- 21.05 「社会の中で宗教グループ内では概して友好的な関係がみられ、これが宗教上の自由に貢献している。しかし、宗教グループによっては、自分たちの地域で社会的な圧力にさらされていることもある。北部の諸県では、とくに地方地域では、キリスト教徒と伝統的な土着の宗教の儀式を行う人々に対して、イスラム教徒による社会的な差別が続いている」。 [2b]
- 21.06 「ほとんどがプロテスタントで、新しい単立の宗教グループが増加することで、既存の教会が『セクト』や『カルト』を非難するようになった。既存の宗教団

体の指導者たちは、このような『セクト』が社会の平和と調和にとって有害である、と特徴づけた。報道によると、大きな祭りの際に、ある宗教指導者たちがこれらのグループが集会を持つことに警告を発した」。 [2b]

21.07 「国内には、宣教師のグループがあり、妨害されることなく活動している。海外のグループに対する認可取得の要件は、国内の宗教団体の場合と同じである」。 [2b]

21.08 「いくつかの宗教団体は、小中学校を運営している」。 [2b]

21.09 引き続き、the USSD 2006 Religious Freedomによると

「カトリック教会は、数台しかない近代的な印刷機2台を稼動し、週刊新聞『L' Effort Camerounais』を発行している」。 [2b]

21.10 「商業ラジオ局を始めようとする者は、許可申請をし、許可が下りたときに料金と、さらに年間のライセンス代を支払わなくてはならない。政府の許可供与のための処理に時間がかかるため、カメルーンにはたくさんの不法ラジオ局がある。不法に放送を続けていた二つの宗教系の民間ラジオ局は、the Pentecostal Radio Bonne Nouvelle と Radio Reine である。このうち Radio Reine は、教会からの公式な支援はないが、カトリックの司祭が運営している。Radio Veritas は、放送の一時的な許可を受けており、事件がおこることもなく、そのまま放送を続けている」。 [2b]

21.11 「国営のテレビ局、CRTV は、日曜日の朝に2時間のキリスト教関係の番組を放送する。通常、1時間はカトリックのミサで、もう1時間はプロテスタント教会の礼拝である。金曜日にはイスラム教の1時間番組もある。通常、国営ラジオ放送局がキリスト教とイスラム教の礼拝を放送し、ラジオ局とテレビ局は定期的に宗教行事を放送する」。 [2b]

21.12 「キリスト教とイスラム教の祭日は、国民の祭日である」 [2b]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

民族グループ

22.01 カメルーンには三つの地域がある。一つは Fulani 王朝と、非イスラムの少数派民族である、Kirdi 族の多数のグループが支配する、イスラム教を信仰する北部地域、二つめは高度に組織化され階層分化した複数の王国と遊牧の羊飼いである Fulani 族が住むカメルーン高原、そして数多くのそれぞれに独立した Bantu 族のグループと、少数のピグミー族が住む、南部森林地帯である。

[24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.02 北部では、Fulani 族も伝統的に多くの Kirdi 族グループに対して支配権を持っている。これらの Kirdi 族グループは、18 世紀、侵略してくる Fulbe 帝国に抵抗することができなかった。Kirdi 族グループのうち重要なグループに、Gbaya 族、Duru 族、Kapsiki 族、Mandara 族がある。最北部では、Choa Arabs の小さな群落が多数ある。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.03 USSD の 2006 International Religious Freedom Report は、上記についてさらにこう述べている。

「・・・北部地域では、200 年前にこの地域の大半を征服したイスラム教の民族（または多民族）グループである、Fulani 族と、伝統的な宗教の儀式を行っているグループの子孫である Kirdi 族との間の緊張が時として高まっている。Fulani 族は Kirdi 族を征服し、アフリカにおけるイスラム西進の一環として Kirdi 族の多くを別の場所に移住させた。したがって Kirdi 族にはイスラム教を受け入れた者もいたが、Kirdi 族は社会的、教育上、また経済的に、Fulani 族と比べて引き続き不利な立場におかれている。北部の場所によってはいまだに奴隷制が行われており、それによって多くの Kirdi 族が（イスラム教徒も非イスラム教徒も）広く奴隷にされていると報道されている」。 [2b]

22.04 西部高原（Grassfields）は、王（Fons）と副族長が自分たちの農業を主とする共同体を支配する、複雑ですぐれた、いくつもの首長制社会のふるさとである。NorthWest 県では英語が話され、Kom 族、Bamum 族、Nso 族、Bali 族、Bafut 族、Wimbum 族、Oku 族といったグループが暮らしている。West 県は、文化的に NorthWest 県と似ているが、ここではフランス語が話され、多くの独立した王国、それらはまとめてしばしば Bamileke と呼ばれるが、そのような王国のふるさとである。Bamileke は、主に農業がうまくいっている。その結果、カメルーン経済の多くをコントロールしている。これによって、Bamileke は力を持つ

少数グループではあるものの、Grassfields の Bamileke などのグループは、反感を買う対象となっている。この地域では、農民と牧羊者との間で多くの争いが起こっている。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.05 南部の森林地帯では、ほとんどの民族が Bantu 語を話すグループに分類される。Bet i 族が、関連するグループを含めて、Yaounde 周辺でもっとも有力なグループである。他にこの地域で大きいグループは、Bassa 族、Douala 族、Fang 族、Maka 族である。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.06 Bagyeli、Baka、Bakola とは、カメルーン南部地域の以前はピグミーと言われていたグループに付けられている名称である。これらのグループは、もっとも権利が奪われ、脅かされている少数派グループである。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.07 南西カメルーンは、ナイジェリアと国境を接する、山岳森林地帯である。ここに住んでいる大半は、Bantu の諸グループと、Bakweri 族、Bakossi 族、Balong 族、Mbo 族である。しかし、Efik 族、Ejagham 族、Banyang 族は、ナイジェリア文化からの影響も受けており、そこが彼らが他のグループと異なる点である。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.08 カメルーンにはまた、様々な国からの数多くの移民がいる。Ibos など多数がナイジェリア東部から来ている。フランス、レバノン、インド、中国などから、多くの外国人が、貿易、宗教、人権、開発などの仕事につくためにカメルーンに移り住んでいる。 [24] [Encyclopedia of the World's Minorities]

22.09 カメルーンの最北部で、地元の漁獲に関する口論によって起こった民族間の争いに端を発して、少なくとも 8 人が死亡し、14 人が殺害された。Far North 県の Waza 国立公園の中にある池の管理について Musgum と Kotoko の各共同体のメンバーの間で口論があり、その後、暴力の争いとなった。 [43] [CNN]

22.10 The USSD 2006 Human Rights Report によると、

「カメルーンの北部では、Fulani (または Peuhl) 族と Kirdi 族の間で引き続き部族間緊張が高まっている。北部三県において、Kirdi 族は引き続き Fulani 族に比べて、社会的にも、教育の面でも、また経済的にも、不利な状況におかれている。伝統的な Fulani 族支配者は、Lamibe と呼ばれているが、Kirdi 族を含む従属者に対して引き続き大きな統制権を行使しており、時として十分の一税を課したり、強制労働につかせたりしている。別々の奴隷制についても報

告されている。主に、Fulani 族が Kirdi 族を奴隷とするという、別の奴隷制についても報告されている」。 [2a]

22.11 さらに同レポートによると、

「警察と憲兵隊は、ナイジェリアとチャドからの不法移民を手荒く扱い、拘置する。不法移民を摘発したいときには、しばしばナイジェリアとチャドのコミュニティを標的にする。このような襲撃の間、治安部隊は正規の居住許可証を持たない者や、有効な店舗営業証を持たない者に金を出すよう強要する。国内にあるナイジェリア移民の大きなコミュニティに属しているある人々は、政府役人による差別と虐待について不満を口にする。当局は繰り返し、ビザを持たないナイジェリア移民の取り締まりを公表した。今までほどではないが、不法移民は時によって嫌がらせを受ける。」 [2a]

22.12 2006 年 11 月 21 日の allAfrica.com の報道によると、

「ここ数ヶ月だけをみても、民族間の緊張によって深刻な代償が支払われている。(2006 年)10 月 17 日、Centre 県の Nyokon であった土地に関する争いで、地元の人々は、もともと West 県から来ている、Bamilekes 族と争った。この争いで、6 人が死亡した。10 月 9 日の Mamfe (南西カメルーン)における Banfaw 族と Bororos 族の争いでは、3 人が死亡した。北西部における Bnyanguï 族と Bororos 族の衝突では、9 月に 13 人の命が奪われ、5 月の西部における Bagam 族と Bameyan 族の争いで、さらに 13 人が殺害された。南部の Kye-Ossi という町で同月に起こった民族間の争いでは、土着の人々とそうでない人々が対立し、2 人が死亡し、およそ 10 人が重傷を負った。しかし、Yaounde 出身の人類学者である Cahrlly Gabriel Mbock は、民族の争いには表面に見えるより深刻なものがあると警告する。『いわゆる民族争いは社会問題を十分に研究せずにより加減に解決している結果である。このような争いは、民族の争いと言う前に、そもそも、そしてそれは本質的には今も同じであるが、社会問題なのである』」。

[9a] [allAfrica]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

レズビアン、ゲイ、両性愛者、性差を超えようとする人々

法的権利

23.01 The USSD 2006 によると、

「同性愛は非合法で、6 ヶ月から 5 年の収監、およびおよそ 40 ドルから 400 ドルの罰金の可能性がある。このような告訴はまれであるが、同性愛者は法を施行する立場の役人から嫌がらせや無理強いを受けている。さらに、敵対する者に嫌がらせをしたり、金をまきあげたりするために、同性愛という虚偽の申し立てがされる」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

23.02 2006 年 7 月 3 日の Planetout によると、

「同性愛のため刑務所に収容される判決を受けた男性が、出所して数日後に、AIDS に関連する合併症で死亡した。この男性は、男性間の性行為を罰する刑法 347 条の下に裁判を受けるため、一年以上収監されていた」。 [26b]

政府の態度

23.03 2006 年 5 月 4 日の Pink News によると、

「International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC) によると、カメルーン政府は無罪放免になったにもかかわらず、9 人の男性を刑務所から解放することを拒んだ。…これらの男性の一回目の裁判では、目撃者は呼ばれておらず、検察から証拠も提出されていなかったため、この裁判を監督する行政官である、Toyne 裁判官は、この男性たち全員がすべての罪状につき無罪であると宣言した。男性たちはすぐに刑務所から解放されると期待したが、検察庁は解放の命令をだすことを拒み、これらの男性は再度裁判を受けるだろう、と話している」。 [55a] [Pink News]

23.04 2006 年 10 月 12 日、同じく Pink News によると、

「国連は、性行動の推定に基づいて 11 人の男性を拘置しているとして、カメルーン当局を批判している」。The United Nations Working Group on

Arbitrary Detention は、この男性たちを拘禁することは、市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) に反すると宣言した。・・・ [55b] [Pink News]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

社会の不適切な取扱または差別

23.05 The USSD 2006 によると、

「6月、Douala を本拠地とする、私立高校である Eyengue Nkongo College は、同性愛者だとして 34 人 (うち女子は 12 人) の学生を退学処分にした。一人の女子学生は、退学と同時に逮捕された。学校の近くに住む女性一人と、以前に学生だった二人も逮捕された。7月7日、Douala 第一簡易裁判所は、同性愛の罪で執行猶予付の3年間の拘禁と罰金 50 ドル (25,000CFA フラン) を言い渡し、彼らを解放した」。 [2a]

23.06 2006 年 3 月 7 日の Amnesty International の報告によると、

「同性愛嫌悪はカメルーン社会に固有である。2005 年 12 月、ローマカトリック教会は、同性愛を糾弾する声明を発表し、2006 年 1 月には、カメルーンの三つの新聞が、政府官僚、ミュージシャン、実業家をはじめ数十人の名前を公表し、同性愛者であるとして非難した」。 [14b]

23.07 さらにこの報告によると、

「8 人の男性と 1 人の少年が、同性愛の罪で裁判にかけられている。拘置されているこの 9 人は、首都 Yaounde のナイトクラブで、5 月 22 日、憲兵隊によって逮捕された。他に 2 人の少年も逮捕されたが、この 2 人はその後、解放された」。 [14b]

23.08 2006 年 3 月、365gay によると、

「カメルーンにおける同性愛者狩りは、大学に及んでいる。同国からのレポートによると、少なくとも 30 人の学生が Douala で学校から追い出されている。大学は、刑事事件の調査のために、警察に学生に関する情報を渡したと話している。地元の報道によると、ほとんどの女子学生である。」。 [25] [365gay.com]

23.09 The International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC)、Human Rights Watch and Doctors of the Worldなどの、いくつかの人権グループは、カメルーンの法務大臣に手紙を送り、同性愛の罪で投獄されている 11 人の男性を解放すること、また彼らが同性愛行為をしたかどうかを確認するために強制的な医学検査をしないことを求めた。この男性たちは 2005 年 5 月から拘留されている。

IGLHRC のディレクターは、このような強制的な検査で受ける痛み、屈辱、侵襲性は、人権の基準を直接、侵すものであると主張する。カメルーンは、そのような扱いを禁じる地域的および国際的協定の署名国である。この女性ディレクターは、カメルーン政府が国際的な責務を果たすよう、要請した。

この手紙では他にも、カメルーンの同性愛法は、同国が 1984 年に同意した、市民的および政治的権利に関する国際規約 (the International Covenant on Civil and Political Rights) におけるプライバシーの保護と非差別に違反している、と主張されている」。 [26a] [planetout]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

23.10 2006 年 2 月 4 日の the Star.com によると、

「カメルーンのタブロイド新聞は、男性同性愛者と申し立てられている、政治家、実業家、ミュージシャンの名前と写真を公表するようになった。それは編集者によると『異常な行為』に対する聖戦である。さらに、the Star.com によると、この『L' Anecdote』という週刊タブロイド紙があまりにも人気があるので、路上スタンドで販売する者はそれをコピーにとったものを売るように強いられている」。

別のタブロイド紙、「La Meteo」は、2006 年 1 月、第一面に「政府最上層部の同性愛」という見出しで新聞を、また政府と国内ミュージシャンの名前を挙げた別刷りのものを発行し、同性愛者を「暴露する」キャンペーンを始めた。
[42]

障害者

24.01 2007 年 6 月 15 日の allAfrica.com によると、

「Global Welfare Association、GLOWA から領土管理・地方分権省大臣に宛てた抗議文では、同省が障害のある人たちが 7 月 22 日に投票することを許可するよう求めている。この抗議文では、国内の障害を持つ人々の特別なニーズに注目するよう大臣に求めている…『カメルーンの障害者たちは、様々な障害のために色々な形で機会を逃している。彼らは疎外され、尊厳と、選挙のような国民が参加する公の事柄に参加する権利を侵されている』と、この手紙は述べている」。 [9ai]

24.02 2007 年 8 月の the Post Online (Cameroon) の記事によると、

「中等教育大臣の Loius Bapes Bapes は、障害のある子どもと、障害がある両親を持つ子どもで、教育を無料で受けている者は、学校について特別扱いを受けていると考えられるべきでないと語った。…障害のある子どもと、貧しく、障害を持つ両親の子どもが国立の大学や高校に入学していること、およびそのような子どもたちが公式の試験を受けることについての認識に関する合同回覧に署名した後、同大臣は語った。…同大臣は続けて、障害のある子どもたちが快適な状況で確実に学べる施策を打ち立てる、と語った」。 [19ae]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

女性

政治的権利

25.01 The USSD 2006 によると、

「国会の 180 議席のうち女性は 18 議席、内閣に 61 人いる大臣のうち女性は 6 人、与党 CPDM を含む主な政党の役職者については女性は数人である」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

法的権利

25.02 The USSD 2006 によると、

「女性刑務所は別々に 2 ケ所ある。裁判を受けるまでの拘置所も女性用が数ヶ所ある。しかし、女性は日常的に男性と一緒に、時には同じ房で、警察や憲兵隊の建物に収容されている。刑務所を担当する国務大臣は、これは重大な問題であると認めている。子どもが幼い、または他に子どもの面倒をみてもらえない時には、子どものいる女性は子どもや赤ん坊と一緒に収監されることを時として選択する」。 [2a]

25.03 「法律でレイプは禁じられている。レイプ事件があっても、警察も裁判所もめったに調査せず、起訴しない。その結果、2006 年を通じて数件、有罪判決があった。公共の、また民間のメディアは定期的に裁判所が扱ったレイプ事件を扱う。昨年、新聞は 9 件の注目されたレイプ事件を掲載し、その結果、犯人が逮捕拘禁された。現在、裁判待ちの状態が続いている。2005 年には、レイプ問題が特に Douala と Yaounde で深刻となったため、新聞 2、3 紙が、これについて特集を組んだ。その報道の一つによると、Douala の裁判所は月におよそ 40 件のレイプ事件を審理した」。 [2a]

25.04 The USSD 2006 によると、

「売春は違法だが、黙認されている。売春が行われるのは主に都市部で、旅行者が頻繁に訪れる」。 [2a]

25.05 さらに同レポートによると、

「法律でセクハラは禁じられていて、年間を通して報告された案件や告訴された事件はごくわずかであった。この問題について政府はまったく公開教育運動を行っておらず、セクハラ問題がどのくらい発生しているのか、まったく統計がない」。 [2a]

25.06 さらに同レポートによると、

「憲法で女性の権利が認められているものの、女性は男性と同じ権利や特権を享受してはいない。民法の一部は、女性の権利を損なっている。この法律では、家庭や家族の利益のためであれば、別の職業につきたいという妻の権利に、夫は反対することができる。夫はまた、家族の利益に基づいて、商業裁判所の事務官に通知することで、妻の商業活動を終了させることができる。このためもあり、女性を雇用するときに、夫の許可を求める雇用主もいる」。 [2a]

25.07 さらに同レポートによると、

「慣習法は女性に対してさらに著しく差別的である。多くの地域で、習慣的に女性は夫の財産と見なされているからである。習慣や伝統の重要性が高いゆえに、女性を保護する民法が守られないことがしばしばある。ある民族の慣習法では夫は、家族の財産を完全に思いのままにできるばかりか、裏づけのある理由も扶助料も求められずに伝統的な法廷で妻を離婚できる。一夫多妻制が法と伝統で許されている。離婚の場合には、夫の希望で、6歳以上の子どもの親権が決まる。男性の姦通は、性的行為が自宅で行われた場合にのみ有罪になることがあるのに対して、女性の場合は場所を問わずに有罪となる」。 [2a]

25.08 さらに同レポートによると、

「遺言がないときには、女性が夫の財産をどの程度相続するかは通常、伝統法で決められる。そのような伝統はグループによって異なる。多くの伝統的な社会では、慣習によって女性よりも男性の相続人により大きな権威と利益が与えられている。女性はまた、結婚を強要される。ある地域では、親は娘の同意なしで娘を嫁に出すことができ、またそうしていた。そういう場合、夫は花嫁よりもずっと年上なことが多く、妻の両親に『花嫁代』を支払う。いったん、その金が支払われれば、その娘は夫の財産とみなされる。既婚の男性が亡くなると、その妻はまったく相続できないことがしばしばある。妻自身が夫の財産の一部だと考えられるからである。夫を亡くした妻は、亡夫の兄弟の一人と結婚するよう強制される。妻がそれを拒むのであれば、妻は『花嫁代』を全額返し、家族の住む場所から出て行かなくてはならない。北部の諸県では、ある

Lamibe は、妻または内妻に城を出て行かせないという。こうした家族の問題を扱う国の法律がないために、女性はこのような男性優位の習慣にから保護されないままである」。 [2a]

25.09 The USSD 2006 によると、

「しかし、地方地域の多くの人々は、民法における自分たちの権利に気付かないままで、習慣法に従わなければならないと教えられている。習慣法は、上べだけは権利と条件の平等を定めているが、相続と雇用について男性は女性の権利を制限することができる。伝統的な法制度によっては妻は夫の法的財産とされている」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

社会的・経済的権利

25.10 The USSD 2006 によると、

「憲法で女性の権利が認められているものの、女性は男性と同じ権利や特権を享受してはいない。民法の一部は、女性の権利を損なっている。民法では、家庭や家族の利益のためであれば、別の職業につきたいという妻の権利に、夫は反対することができる。夫はまた、家族の利益に基づいて、商業裁判所の事務官に通知することで、妻の商業活動を終了させることができる。このためもあり、女性を雇用するときに、夫の許可を求める雇用主もいる」。 [2a]

25.11 さらに同レポートによると、

「慣習法は女性に対してさらに著しく差別的である。多くの地域で、習慣的に女性は夫の財産と見なされているからである。習慣や伝統の重要性が高いゆえに、女性を保護する民法が守られないことがしばしばある。ある民族の習慣法では夫は、家族の財産を完全に思いのままにできるばかりか、裏づけのある理由も扶助料も求められずに伝統的な法廷で妻を離婚できる。一夫多妻制が法と伝統で許されている。 [2a]

25.12 引き続き同レポートによると、

「遺言がないときには、女性が夫の財産をどの程度相続するかは通常、伝統法で決められる。多くの伝統的な社会では、慣習によって女性よりも男性の相続

人により大きな権威と利益が与えられている。女性はまた、結婚を強要される。ある地域では、親は娘の同意なしで娘を嫁に出すことができ、またそうしていた。そういう場合、夫は花嫁よりもずっと年上なことが多く、妻の両親に『花嫁代』を支払う。いったん、その金が支払われれば、その娘は夫の財産とみなされる。既婚の男性が亡くなると、その妻はまったく相続できないことがしばしばある。妻自身が夫の財産の一部だと考えられるからである。夫を亡くした妻は、亡夫の兄弟の一人と結婚するよう強制される。妻がそれを拒むのであれば、妻は『花嫁代』を全額返し、家族の住む場所から出て行かなくてはならない。こうした家族の問題を扱う国の法律がないために、女性はこのような男性優位の習慣に対して保護されないままである」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

女性に対する暴力

25.13 2006 年の the USSD report によると、

「女性に対する家庭内暴力は、よく見られる。信頼できる統計情報はないものの、数多くの新聞報道で、この問題が広く見られることが示されている。法律で具体的に家庭内暴力が禁じられてはいない。暴行は禁じられており、拘禁と罰金で罰せられ得るのだが、政府は、女性に対する暴力の場合には、この法律を有効に実施していない。女性権利擁護者は、家庭内暴力という行為を犯した男性に対して法が効果的な罰則を科していないと報告している。家庭内暴力の犠牲者は主として女性であるにもかかわらず、性別を特定した暴行に関する法律はない。配偶者に対する虐待は、離婚の法的根拠にならない。性的暴行の場合、被害者の家族または村がしばしば、所有物の破壊から殴打まで様々な法の規制外の直接的な即決罰則を容疑者に課す。2006 年には、有罪の判決はなく、政府が家庭内暴力と戦うためにいかなる行動を起こすこともなかった」。 [2a]

25.14 引き続きこのレポートによると、

「法律でセクハラは禁じられているが、2006 年に報告された、または告訴されたのはごく僅かだった。この問題について、政府は何も公的な教育キャンペーンを行っていない。また、セクハラの発生に関する統計もない」。 [2a]

25.15 「2006 年、女性に対する暴行の別の形として、胸へのアイロンあてが明らかになった。発育のよい少女が年上の男性に狙われないようにという意図で行われた。複数の NGO 団体が、このようなことを行わないようにとの一般の認知活動を主導している」。 [2a]

25.16 2006 年 6 月 25 日の the Mail and Guardian Online によると、

「Geraldine Sirri は、母親から毎日、思春期の胸を焼けた熱い石でマッサージされるようになったのは、わずか 9 歳のときだった。自分の娘に男の目が向かないように、男が寄りつかないようにとの母の思いからだった。カメルーン女性全体の四分の一は、『胸へのアイロンかけ』として知られるこの苦痛を伴う行為の犠牲者だと言われている。しかし、皮肉なことに、少女の自然な成長を遅らせようとする、この危険をはらむ行為を止めようとする運動が最近始まるまで、アフリカの西に位置する国においてこの伝統は、多くの人にとって謎だった。この問題に関するカメルーンとドイツの共同研究の著者の一人、Germaine Ngo'o は『この行為には、なくなってしまうようにと、熱した物体で乳房をマッサージするということが含まれている』と語る」。 [51]

25.17 この記事はさらに続く。

「この運動は、先の調査のように、主にドイツ政府のために活動する、持続可能な開発のための国際的なグループである the German Agency for Technical Cooperation などによる共同作業である。この Agency は、カメルーン国内で成長したと言われる多くの女性支援グループの一つである、the National Network of the Association of Aunties(Renata)と活動を共にしている……」。 [51]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

女性性器切除

25.18 The USSD 2006 によると、

「女性性器切除 (Female Genital Mutilation、FGM) は法律で禁止されており、広く行われているわけではない。しかし、Far North 県、Eastern 県、Southwest 県の数ヶ所の地域をはじめ、10 県のうち 3 県の隔離された地域で引き続き行われている。国内移住によって、国内の他の地域にも FGM が広まった。もっとも過酷な FGM は、外性器縫合で、Southwest 県の Kaji fu 地域で行われている。FGM は、幼児や前青年期の少女に行われる。FGM が頻繁に行われる地域の公衆衛生センターは、FGM が有害な結果をもたらすと助言するが、政府は FGM の施術の罪で誰も起訴していない。The Association of Women Against

Violence は、FGM の犠牲者とその家族を支援するため、また地域の人々を教育するために Maroua でプログラムの実施を続けている。」 [2a]

25.19 2006 年 8 月 16 日の国際赤十字赤新月社同盟のレポートによると、

「カメルーンにおいて FGM は、医学的訓練を受けていない伝統的な産婆によって、麻酔なしで、初歩的な道具を使い、野蛮な方法で行われている。この行為によって深刻な合併症が起こることがある。時には死に至る。公的な推定によると、カメルーンの現在の人口はおよそ 1700 万人で、そのうち 52% が女性である。国連の数字によると、その女性のうち、およそ 20% が FGM の犠牲者である。FGM は、様々な年齢で行われる。生まれた時、思春期、結婚の直前、または第一子を出産した後のこともある。切除の時期は、共同体によってまちまちであり、同じ民族であっても、また世代によっても異なる・・・現在では、グループによる FGM は、ゆっくりではあるが減りつつある。これは、国による糾弾、赤十字をはじめとする NGO の、非連続的ではあるが効果的な影響、また HIV の脅威によるものである。しかし、禁止してもこの儀式がなくなるわけではなく、隠れて行われるようになるだけである・・・」。 [52]

子ども

基本的情報

26.01 2006 年の the USSD report によると、

「2006 年、政府は、子どもの権利に関するセミナーに参加するなど、子どもの権利と福祉を守るために努力した。12 月には、国会で子どもの人身売買を禁じる法律が可決され、その後大統領によって承認された」。 [2a]

26.02 さらに同レポートによると、

「子どもの権利団体が子どもの虐待に注目しているものの、家族による子ども虐待が正確にどの程度あるのかは、分かっていない。新聞にはしばしば、誘拐、切断、また幼児殺害の被害者として子どもに関する記事が載せられている。生まれたばかりの子どもを道に、ゴミ箱に、またトイレに捨てる母親（たいていの場合、若く、無職で、未婚）について信用できる記事がいくつかある」。 [2a]

26.03 The USSD 2006 によると、

「法律では子どもの雇用は 14 歳以上からと決められているが、この年齢は教育課程を終える年齢と一致していない。法律はまた、夜間労働を禁じ、18 歳以下の子どもが法的に従事できる作業を列挙している…夜間労働の禁止は効果的に実施されていない」。

「女性が結婚できる年齢は 15 歳からであるが、多くの家族が 12 歳までに少女の結婚を促す」。 [2a]

26.04 さらに同レポートによると、

「家事を手伝う子どもの数は増加しており、売春にまきこまれる子どももいる。北部では、貧しい家の子どもがお金を得るために他の家族の家に住まわされるという、信頼に足る報告がある。カメルーンの主要都市である、Yaounde、Douala、Bamenda では、ILO の推定によると、働く子どもの 40% が女の子である。そのような少女にうち、7% は 12 歳以下で、60% が小学校を途中でやめている」。 [2a]

26.05 2006 年の the USSD report によると、

「親は子どもの労働を、伝統であり、また通過儀礼であると見なしている。親戚がしばしば、田舎の子ども、とくに女子を家事手伝いとして雇う。このような仕事をしている子どもは、学校に行くことがほとんどできない。推定によると、8000 人の年齢が若い子どもが（5 歳から 17 歳）、年末にココア工場で働いていた。この子どもたちはほとんどが、北部および北西部の出身だった」。
[2a]

26.06 2006 年の the USSD report によると、

「社会問題省と労働省は、登録している会社の現場視察を通じて子どもの労働に関する法律を実施する責任がある。しかし、政府は、有効な視察プログラムを支援するために十分な資源を配分していない。さらに、この法律による禁止には家事が含まれていない。このように子どもがやらされている家事は多くの場合、子どもの能力を超えている。2005 年、子どもを働かせる事件を調べるために、政府は 58 人の一般労働検査官を雇用した」。
[2a]

26.07 同レポートによると、

「女性性器切除は、主に少女に行われる」。
[2a]

26.08 さらに同レポートによると、

「女性が結婚できる年齢は法律で 15 歳以上と定められているが、多くの家族が 12 歳までに少女の結婚を促す。Adamawa 県と North 県で、また北部地域で、早婚が一般的に行われているが、特に遠隔の地である Far North 県で特徴的である。この県では、多くの少女が 13 歳の若さで妊娠による健康上の危機に直面している。不確かな証言によると、女の赤ちゃんを年頃になったら与えたと年とった男に約束し、お金を受け取り始める親もいるということだ」。
[2a]

26.09 The USSD report によると、

「2006 年に子どもの売春、人身売買があったという、いくつかの報告がある」。
[2a]

26.10 同レポートが確認しているところでは、

「正確な数字はわからないが、カメルーンでは浮浪児やストリートチルドレンの数が非常に多い。そのほとんどがYaoundeやDoualaといった都市部にいる」。
[2a]

26.11 軍隊に入る年齢は18歳以上である。 [4a] [CIA World Factbook]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

教育

26.12 独立以来、カメルーンではアフリカでも最高の割合で学校に行く子どもを増やした。しかし、教育施設の提供は地域によって異なる。二ヶ国語教育は、政府、宣教師組織、民間によって行われている。国立の学校での教育は無料であり、政府はその他の学校にも財政支援をする。初等教育は6歳から始まり、東部カメルーンでは6年間（初等教育は公式には義務である）、西部カメルーンでは7年間である。中等教育はさらに7年間で、12歳または13歳から始まる。中等教育は、東部カメルーンでは4年間と3年間に、西部カメルーンでは5年間と2年間に分かれている。2004年に中央政府が教育に支出したのは、2131億4千300万CFA（総支出の23.3%）である。 [1a] [Europa World Online]

26.13 The USSD 2006 reportによると、

「2005年の政府統計によると、6歳から14歳の女子のうち、学校に通っているのは72.2%だった。これに対して、同年齢の男子では81.3%が学校に通っている。UNICEFによると、中学校への入学率（総数）は男子が36%、女子が29%である。教育を受ける割合が引き続き低いのは、社会文化的偏見、早婚、セクハラ、望まれない妊娠、家事労働のためであった」。 [2a]

26.14 さらに同レポートによると、

「2004年の政府調査で、学校が受け入れられる人数と、学生になる可能性がある子どもの数の間には大きな開きがあることが分かった。この調査によると、幼稚園に通う子どもは、通う可能性のある子ども全体の16%にすぎなかった。学校制度においては、北部の諸県が最も冷遇されている。Adamawa県、North県、Extreme North県の三県で働く教師の数の合計は、教師全体の5.7%にすぎない。この調査によると、小学校に通っているのは290万人なのに、受け入れ可能人数は180万人にすぎない」。 [2a]

- 26.15 特にカメルーンの北部三県では、学校に通う女子の数はきわだって少ない。基礎教育省の副局長によると、構造調整プログラムによって貧しくなった多くの親が、子どものうち何人かの教育をやめさせざるを得なかった。The Cameroon Coalition for the Rights of the Child は、基礎教育が無料であっても、親によっては子ども全員を学校に通わせるわけではなく、男の子を優先していることに注目している。The National Institute of Statistics が公表した数字によると、58%の女子が小学校に入学し、その基礎教育を完了するのは 37% だけである。男子の場合には、それぞれの数字は、83% と 60% である。 [9af] [allAfrica.com]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

児童擁護

- 26.16 「Pari Mutuel Urbain Camerounais (PMUC) は、Douala に新しく作られた、Groupe d'Initiative Commune Socio-economique des Enfants Demunis、GIC-ED という NGO を支援している。この NGO は、社会の中でハンディを背負い十分に権利を与えられていない子どもたちに技術的訓練を提供する。過去には、PMUC は障がいのある子ども、ストリートチルドレン、遺棄された子どもたちといった、権利を十分に与えられていない、または恵まれない子どもたちの世話をする、カメルーンのいくつかの団体を支援していた」。 [9r] [allAfrica.com]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

健康問題

- 26.17 The USSD 2006 report によると、

「政府は、地域の診療所や病院、また限られた数の校医を通して、限られた基本的な医療を提供している。男子も女子も、国が提供する医療を平等に受けることができる」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

人身売買

27.01 2006 年の the USSD report によると、

「法は人身売買を特定して禁じてはいないが、奴隷制、売春、強制労働など、人身売買に関連した犯罪を禁止しており、また労働するための最低年齢要件を定めている。人身売買は引き続き問題であった。法廷は、関連する犯罪に関する刑法の様々な規定を使って、人身売買を行う者を起訴した。カメルーンは、国際的な人身売買の起点であり、通過点であり、さらに最終目的地である。人身売買は国内でも行われた。国際労働機関（ILO）の協力で政府が草案を作った、子どもの人身売買禁止法は、2005 年 12 月に発効した。労働雇用社会保険省が、主として人身売買と戦う責任がある。しかし、同省の資金不足は深刻である。当局は 2006 年に数件の人身売買事件を起訴したと考えられるが、人身売買を行う者は刑法の様々な条文で起訴されうるため、実際の割合を測定することは難しい。結果を追跡するシステムはない」。 [2a]

27.02 同レポートは続く。

「女性と子どもは伝統的に大きなリスクと直面してきたし、たいいていの場合が、性的な目的でまた強制労働のために人身売買の犠牲になってきた。人身売買される女性が国外に連れて行かれるのに対して、子どもの人身売買はほとんどが国内で行われている。The National Commission on Human Rights and Freedoms (NCHRF) の不確かな証拠によると、女性はしばしば売春の中核で『雇用』される。女性の売買は通常、外国のビジネスマンとの結婚という形をとる。女性は外国の目的地に着くと、売春をさせられる。女の子は家事労働、物売り、または売春をするために、Adamawa 県、North 県、Far North 県、Northwest 県から、Douala と Yaounde に売られる。子どもたちはまた、カカオ豆農園で働くために、国内で売買される」。 [2a]

27.03 さらに同レポートによると、

「2006 年、ILO と政府は引き続き、空港における子どもの人身売買を撲滅するための意識キャンペーンを支援した。人身売買禁止の特別な出入国カードが引き続き作製され配布された。このカードには、人身売買の危険性と、どのようにこの現象を認識するかが説明してある」。 [2a]

27.04 2007年6月、the USSD Trafficking in Personsによると、

「カメルーンの子どもたちは、家事労働、また市場や農業での強制労働のために、ガボンと赤道ギニアに売られる。カメルーンは、ガボンとナイジェリアにはさまれ、ナイジェリアからサウジアラビアへの、子どもの人身売買の通過地点である。カメルーンの女性は、人身売買団によって、ヨーロッパ、主としてフランス、ドイツ、スイスに送られる。…カメルーン政府は、人身売買排除のための最小限の基準を十分に満たしていない。しかし、資源が限られてはいるが、政府はそうできるように、かなりの努力をしている。カメルーン政府は昨年（2006年）、人身売買と戦うための法の実施にはあまり努力を払わなかった。また、カメルーン政府は、昨年人身売買被害者を保護するために、ごく僅かな努力をしただけだった」。 [2e]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

医療の問題

- 28.01 「貧困の減少、および HIV/AIDS、マラリア、結核、ハンセン病、コレラ、小児麻痺（ポリオ）、黄熱病、はしかといった病気との闘い、生殖医療、健康増進、基本的な薬の入手に重きをおいた健康問題について観察するために、重責務貧困国（HIPV）イニシャチブ 2000 が設けられた。国民のおよそ 80% が病気のと看に薬を飲んでいるが、正しい薬ではないこともある。その理由は、薬の処方に誤りがあった、または、もっとよくあることだが、患者に適切な薬を買うだけの金がないからである。国民の 40% は、町の物売りから薬を入手している」。
- [28] [Cameroon FFM 2004]
- 28.02 WHO は 1999 年、軽微で合併症がない病気治療のための基本的な健康管理を行う健康管理センター（正看護師が運営）が 1952 ケ所、緊急の患者と、健康管理センターで治療されない、ある程度の合併症のある患者を治療するために最小限の設備を備えた地域病院が 322 ケ所、もっとも総合的で一部専門の科があり第二期患者向けで県におかれた病院が 9 ケ所、そして第三期向けで最も特殊な患者を治療するため、また外国の病院に搬送する患者の数を抑制するようにと意図された国立の病院が 8 ケ所あると報告している。カメルーンには他にも私立病院と軍の病院が数ケ所ある。 [28] [Cameroon FFM 2004]
- 28.03 ある WHO の職員の報告によると、すべての国立病院と、県立病院のいくつかは、ガン、HIV/AIDS、結核、心臓血管疾患、目、耳、鼻、喉の疾患など、ほとんどの診療科目について専門的な治療を提供している。基本的な薬品は通常、ほとんどの公衆衛生施設と、教会が運営する非営利団体で手に入れることができる。多くの人々は薬を買う余裕がないか、または伝統的な治療者にみてもらうことを好む。これは、実際に使われている薬は、処方された薬の半分にすぎないことから分かる。 [28] [Cameroon FFM 2004]
- 28.04 政府は、伝統的な治療者を健康管理制度に組み込んでおり、国民の 60% から 70% が伝統的治療者にかかっている。このような治療者は全国的に組織化はされておらず、効果がある治療者とそうでない者とを区別することは難しい。
- [28] [Cameroon FFM 2004]
- 28.05 国内全体にわたり健康上の大きな問題はそのまま残っているが、水や衛生状態、住居、国民の識字率を改善するための方策はとられている。決定要因となるのは、国民の購買力が低いことと、識字率が低いことである。健康制度の達

成における問題でポイントになるのは、担当者にやる気がないこと、学者たちが流出してしまうこと、そして健康管理部門の調整の問題、である。

[28] [Cameroon FFM 2004]

28.06 カメルーンの平均余命は、男性が 50 歳、女性が 51 歳である。 [1a] [Europa World Online]

28.07 危険性が非常に高い、主な伝染病は次のとおりである。

食物と水を媒介 - バクテリアによる下痢、A 型肝炎、チフス

飲料水を媒介 - マラリアと黄熱病

水との接触で感染 - 住血吸虫病

空気感染 - 髄膜炎菌性髄膜炎 [4a] [CIA World Factbook]

28.08 AllAfirca.com によると、

「国内の医療行為からニセ医者を排除するための努力の一環として、the Cameroon National Medical Councilは、今月（2006 年 9 月）の末までに、国内で治療行為を行うことを認定されている医師全員の名前を公表する予定だ」。Cameroon National Medical Councilの会長は、国民が認定された医師を知る手助けをするには、まだ時間がかかる、と語っている。同会長は、ニセ医者が医療行為を続ける多くの理由の一つは、医療行為においては国民の多くが、状況を容易に理解する機会がないからだ、としている。 [9s]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

医療的治療が受けられるか、薬が入手できるか

28.09 マラリアなどの最も伝染性が高い病気の治療は、カメルーン国内のほとんどすべての健康管理施設で受けることができる。結核患者に対する治療は、WHO と Global TB Fund によって無料で行われている。コレラは、どのレベルの健康管理センターでも治療を受けられる。 [28] [Cameroon FFM 2004]

28.10 国境なき医師団は、カメルーン国内の 4 つのセンターで、ブルーリ潰瘍を無料で治療している。 [28] [Cameroon FFM 2004]

28.11 カメルーン全国医師会によると、政府が迅速に健康管理部門の頭脳流出を止める行動を起こさない限り、治療行為に携わっている 3000 人の医者すべてが 3 年以内にカメルーンからいなくなることもあり得る。ONMC 医師会の副会長は、現在の

流出を止めるために今から 2009 年までの間に何もしなかったならば、病院は空になってしまうだろう、と述べた。そうなったら、政府は多数の若い医師を採用しなければならなくなる。現在、ほとんどの医師は都市や町に集中しており、地方地域では医師の割合は 4 万人に一人である。 [44b] [Dibussi Tande]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

HIV/AIDS-抗レトロウィルス治療

- 28.12 Bamenda の the Provincial Day Hospital で、次の抗レトロウィルス (ARV) 薬を入手できる。

Triomune FCFA3000 (フラン)

Duovir/Stocrin FCFA7000 (フラン)

Lamistav/Nevirapine FCFA7000 (フラン)

Lamistav/Stocrin FCFA7000 (フラン)

Zidovex FCFA7000 (フラン)

[9t] [allAfrica.com]

- 28.13 2005 年 9 月に Yaounde の the British High Commission に提供された情報によると、カメルーンのすべての HIV/AIDS センターで次の薬品を毎月 3000CFA で入手できる。すなわち、Zidovudin、Didanosin、Lamivudin、Stavudin、Nevirapin、Efavirenz、Indinavir、Nelvinavir である。組み合わせを固定した薬、Lami-S (Lamivudin+Stavudin+Nevirapi)、Toriomune (Stavudin + Lamivudin + Nevirapin)、Juovir(Lamivudin+Zidovudin) も入手できる。
[29] [Federal Republic of Germany letter]

- 28.14 WHO の報告によると、スクリーニング前後のカウンセリング、CD4 チェックなどの治療前の検査、ARV 薬を安価で調達すること、追跡調査といったことを含めた、HIV/AIDS の場合の管理を確実にするために、国内全域におよそ 20 の ARV 治療センターがある。 [28] [Cameroon FFM 2004]

- 28.15 国境なき医師団 (MSF) は、HIV/AIDS やブルリ潰瘍の患者の一部を支援している。2005 年、国民の 11%、すなわちおよそ 93 万 7 千人が、HIV 陽性であった。MSF は Yaounde で、1200 人以上の患者を助ける、AIDS プロジェクトを運営している。およそ 800 人近くが ARV 薬の投与を受けている。第二次予防治療チームは、Douala で 850 人以上の患者を支援した。2005 年の半ばまでには、これらの患者のうち 550 人が ARV 薬を使っていた。さらに、治療、相談、また関連する医療的治療を提供するために、MSF のスタッフは、AIDS 治療を受けやすくす

るための方法を見つけようとするカメルーンの国としての努力に協力している。 [41] [Médecins sans Frontières]

- 28.16 カメルーンは、大人の罹患率が 4.8%から 9.8%の全身性の伝染病の問題に直面している。最も無防備なのは、セックス労働者、トラックの運転手、移動する国民、軍人である。若者が最も影響を受けている。感染しているカメルーン人の三分の一は 15 歳から 29 歳なのである。・・・2004-5 年の抗レトロウィルス治療を分散化するという国家計画によって、2005 年末までに治療を提供する場所の数を 23 から 83 に増やすという規定が作られた。2005 年 9 月には、治療をする国内の施設は 89 ヶ所だった。抗レトロウィルス治療が行われている場所は、地理的に限られたままである。2005 年 9 月には、国内の 160 の地区のうち、抗レトロウィルスによる治療を受けられる地域は、62 に過ぎなかった。 [27b] [WHO]

- 28.17 The National AIDS Control Committee (NACC) は、HIV/AIDS 検査の価格を FCFA500 に引き下げた。民間でも公立でも、ヘルスケアセンターでは 15 歳以下の子ども、結核患者、大学生・中等教育の生徒は、無料で検査を受けることができる。 [19g] [Post Online (Cameroon)]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

ガン治療

- 28.18 化学治療など、がん治療を受けることができる。ただし費用がかかる。 [28] [Cameroon FFM 2004]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

腎臓透析

- 28.19 透析センターヶ所が、the Hopital Generale de Doualaにおいて稼働している。 [32] [Global Dialysis]
- 28.20 Yaounde の the Central Hospital と the General Hospital にも、透析の設備がある。 [28] [Cameroon FFM 2004]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

鎌状血球

- 28.21 鎌状血球症などの異常血色素症の有効な治療である、同種骨髄の移植は、受けられないままである。

現在のところ、鎌状血球症を検知するプログラムは、カメルーンにはない。

[33] [Geneva Foundation for Medical Education and Research]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

精神衛生管理

- 28.22 精神衛生政策はある。この政策は 1998 年に初めて作られた…精神衛生は第一期健康管理制度には含まれていない。重症の精神的疾患に対する実際の治療は、第一期のレベルでは、受けることができない。第一期の健康管理における精神衛生管理は、精神衛生行動計画の一部として開発されている…精神的疾患を持つ患者のケアをする地域施設はない…次の治療薬は通常、カメルーンの第一期健康管理レベルで手に入れることができる。すなわち、カルバマゼピン、エトスクシミド、フェノバルビタール、フェニトイン・ナトリウム、ナトリウム・バルプロ酸塩、アミトリプチリン、クロロプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドール、ピペリデン、カルビドーパ、レボドーパである。

[27a] [WHO – Mental Health Atlas 2005]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

ブルリ潰瘍

- 28.23 ブルリ潰瘍は、カメルーン国民にとって広く顧みられていない問題である。国境なき医師団は、10 万人近くの住民のうち、400 人以上がブルリ潰瘍にかかっていると推定されている、カメルーンの Akonolinga 地域で、ブルリ潰瘍プロジェクトを実施している。治療は「Pavilion Buruli」にある地域病院で行われ、数ヶ月続くこともある。 [41b] [MSF]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

人道的問題

- 29.01 カメルーンで生まれ育ったナイジェリア人は、カメルーン政府に対して、国籍に関する法律を緩和し、自分たちがカメルーン国籍になる権利を得られるようにしてほしいと要望している。 [19j] [Post Online (Cameroon)]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

移動の自由

30.01 2006 年の the USSD report によると、

このような権利は憲法と法律に規定されている。しかし、治安部隊は年間を通じて、日常的に国内旅行を妨げた。治安部隊が配置された、道路封鎖地点と検問所が、都市でまたほとんどの高速道路で増加した。これによって道路を使った移動には時間も金もかかることになった。このような検問所では少額の賄賂を強要されるのが通常である。警察はしばしば旅行者を停止させ、身分証明書類を確認する。 [2a]

30.02 さらに同レポートによると、

「法律で、強制的な追放は禁じられている。また政府がそのような措置をとったこともない。しかし、自分たちが政府に威嚇されていると考えた人権監視家あるいは政治的に対立する人たちのうちには自発的に国を離れ、自分たちが政治的亡命をしたことを宣言している人たちもいる」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to Sources](#)

国内難民 (INTERNALLY DISPLACED PEOPLE、IDP S)

31.01 2005 年以来、チャドと中央アフリカ共和国 (CAR) では、政治的情勢と安全問題が大きな関心を集めている。チャドでは社会政治状況が悪化して武装闘争になり、その結果大規模な難民が発生するのでは、と懸念されたが、チャドの大統領選挙はかなり穏やかだった。カメルーンに逃げ込んでいたチャド人も、今、国に戻っている。CAR では、状況はもっと緊迫している。かなりの数の人々、とくに CAR の北部と北西部の Fulani 族は、定期的にカメルーンに逃げ込んでくる。CAR と国境を接するカメルーンの地域ではおよそ 1 万人が難民となっていることが明らかになった。 [34a] [Reliefweb.int]

31.02 Relief Web の Internally Displace Persons Information Bulletin no 1/2007 によると、

「2007 年 3 月 3 日、カメルーンの North West 県で、いずれも農業に従事する Bali-Nyonga 族と Bawock 族の間に、争いが起こった。この争いで、その地域の少数民族である Bawock 族のほぼ全員である、2 千 309 人が移動する結果となった。部族間のこのような争いは、はじめにその地域に移り住んだ Bali-Nyonga 族が、自分たちが正当な土地所有者であると主張し、ここ 50 年近く土地を分け合ってきた Bawock 族を追い払おうとすることに端を発した。これに対して Bawock 族側は、Bali-Nyonga 族は自分たちの土地に侵入してきたナイジェリア人と考えた。この闘争で人命が失われることはなかったが、カメルーンの首都 Yaounde の 450km 西にあるその場所で、物的損害は先例にないほど大きかった。Bawock 族は、自分たちの家から着の身着のままで、乱暴に追い出された。Bali-Nyongas 族は、Bawocks 族の家を 1 軒ずつ略奪し、すべての家を焼き尽くした。国内で難民となった Bawocks 族は、Bamenda で歓迎を受けた・・・」。 [34b]

31.03 カメルーン赤十字のボランティアが行った評価では、31.03 と 31.04 の段落で述べられる地域は、難民が発生しやすい場所となっている。 [34a] [Reliefweb]

31.04 カメルーンとチャドの国境沿い - Kousseri、Maroua、Kaele、Mora、Yagoua、Mokolo。 [34a] [Reliefweb]

31.05 カメルーンと CAR の国境沿い - Garoua-Boulai と Bertoua、Yokadouma と Gari Gombo、Kentzou と Batouri、Meingaga と Toubouro。 [34a] [Reliefweb]

- 31.06 カメルーンとチャドの国境沿いの状況は、現在、落ち着いている。しかし、必要なときには確実に迅速な介入ができるよう、措置がとられている。CAR の難民は、ほとんどが遊牧民で、引き続き、多数が毎日カメルーンに流入している。

[34a] [ReliefWeb]

- 31.07 中央アフリカ共和国では、国内で難民となった人々（IDPs）の数は、2006 年 4 月の 5 万人から同年末にはおよそ 15 万人へと、3 倍に増えたと報じられている。この増加の理由は主に、政府が複数の叛乱グループと戦っている北部において不安定な状態が続いていることにある。およそ 5 万人が隣国のチャドへ、また 3 万人がカメルーンへ逃げ込んだものと見積もられている。[45] [Internal

Displacement.org]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

外国人難民

- 32.01 現在、カメルーンには4万1千人を超える難民がいる。この数字は、カメルーンの国連高等弁務官事務所（UNHCR）の記者会見で（2007年6月19日に）明らかになった。駐在代表によれば、2006/7年は、カメルーンの高弁務官事務所にとって厳しい年だった。難民と亡命者の数が世界のどの国においても、アフリカにおいてさえ減ったにもかかわらず、カメルーンではその反対に、たった1年で2万人から4万1千人を超える数に増加した。この状況の原因は、隣国である中央アフリカ共和国とチャドにおける政治不安である。特に East 県と Adamawa 県には、（中央アフリカ共和国から）2万6千人の Mbororo 難民が流入した。 [9ak] [allAfrica.com]
- 32.02 UNHCR の Global Report for 2006 には、UNHCR とカメルーンおよびナイジェリア政府の緊密な協力によって、およそ1万400人の避難民がナイジェリアに無事に帰還した。 [35] [UNHCR]
- 32.03 UNHCR は引き続き、カメルーン北西部に残っている約9千700人に対して、家庭用品、シェルター用品、健康管理サービス、初等教育を提供し、上下水設備を回復させた。2005年、UNHCR は、具体的なニーズのある都市部の避難民に対して人道的な支援を提供した。十分に設備の整った医療センターが開設され、この人々に対する健康管理サービスは改善された。 [35] [UNHCR]
- 32.04 2005年、およそ3千人の避難民の子どもたちに対して、初等教育支援が行われた。中等教育支援は128人に、職業訓練はさらに34人に提供された。加えて、都市部の避難民36人が、出身の国に戻るよう支援を受け、その他に95人が再定住した。 [35] [UNHCR]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

市民権と国籍

33.01 市民権は、1959 年法令 2 号と 1968 年法令 68 号に基づいている。以下の記述の詳細については、「付録 E-出生、出自、結婚、帰化」に収録されている出所リンクで見ることができる。 [36] [US Office of Personnel Management Investigations Service]

33.02 二重の市民権は通常、カメルーン人の両親に外国で生まれた子どもがその国の市民権を得る場合を除いて、認められない。21 歳になると、どちらかの市民権を選択しなければならない。そうでない場合、カメルーンの市民権はなくなる。 [36] [Office of Personnel Management Investigations Service]

33.03 市民権の喪失は、自発的な場合と、強制的な場合がある。 [36] [United States Office of Personnel Management Investigations Service]

33.04 カメルーンでは、公式には伝統的な結婚は認められない。適切なカメルーン当局の前で執り行われた結婚であっても、またどこで結婚したにしても、カメルーンの女性と外国人の結婚で、その外国人にカメルーン市民権は付与されない。

カメルーンの市民権を得るには、カメルーン女性と合法的に結婚している男性が、自分の元々の市民権を放棄してから市民権の申請をしなければならない。しかし、いったん結婚した後は、カメルーン法律に従う限り、カメルーンに住むことができる。

結婚によって市民権を得る可能性として、カメルーン法律で規定されている唯一の状況は、カメルーン市民と結婚した外国人女性の場合である。 [37] [Immigration and Refugee Board of Canada]

33.05 2007 年 4 月 16 日の the Post Online (Cameroon) によると、

「カメルーンで生まれ育ったナイジェリア人は、カメルーン政府に対して国籍に関する法律を緩和し、自分たちが当然にカメルーンの市民権の権利を得ることができるようにしてほしいと要望している。Essien 酋長 (the Nigerian Union in Cameroon の会長) は先週、13 人のナイジェリア人が本国に帰還する前夜、本紙に語った。なぜこの 13 人がナイジェリアに帰るのかと問われて、

Essien 酋長は、帰還者が帰国することを決めたのは、滞在許可を得るためにも
うこれ以上、FCFA120,000 を支払わなくてすむようにだ、と語った」。

[19j] [Post Online – Cameroon]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

出入国手続き

- 34.01 入国時には、有効期限が少なくとも6ヶ月残っているパスポートが必要である。すべての場合に査証が必要で、例外は中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ(共和国)、マリ、ナイジェリアの国民で90日以内滞在する場合と、乗り継ぎのチケットを持ち、空港を離れずに、24時間以内に旅を続ける、トランジット中の者である。黄熱病予防注射の証明と、現在の予防接種の記録が必要である。

[2d] [USSD – Consular Information Sheet] [39] [Republic of Cameroon Embassy]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

雇用の権利

35.01 The USSD report for 2006によると、

「労働者は労働組合を形成したり参加することが法律で許されている。しかし、政府は数多くの制約を課している。公務員と民間企業労働者の両方を含む組合の設立、あるいはどんなに関連している部門であっても異なる部門を含む組合の設立は法律で禁じられている」。 [2a]

35.02 さらに同レポートによると、

「法律によって、組合は政府に登録しなければならない。20人以上の労働者がいるグループが、定款、内部規定、および創設メンバーそれぞれが有罪判決を受けていないことの証明を提出することで、組合を結成することが許可される。登録せずに組合を結成し組合活動を行う労働者に対して、刑務所に収監される判決と、罰金が法に定められている。しかし、独立した組合は、とくに公的部門において、登録が難しい」。 [2a]

35.03 さらに続けて同レポートによると、

「登録されている組合は、政府の介入を受けやすい。政府は、交渉できる組合を選択する。政府の立場に従順で小規模な、その部門の代表にはなっていない、政府がより容易に『交渉』できる組合を作った、として、いくつかの独立した組合が政府を告発した。施行条例を大統領が発行していないため、労働法のいくつかの章には拘束力も効力もない」。 [2a]

35.04 さらに同レポートによると、

「2005年、政府は労働組合の指導者について、市民としての権利を制限した。例えば、2005年、警察は、the Primary Education Teachers Associationの会長である、Alain Marcellin Miboを逮捕し(1時間)拘置した。数週間にわたって、Miboとその同僚たちは、自分たちが雇用されているパートタイムまたは一時的な雇用資格ではなく常勤の公務員としての資格を求めて、大統領府の正面で座り込みを行った」。 [2a]

35.05 The USSD 2006によると、

「憲法と法律では、労働者と経営側の、また経済の各部門における労働連盟と企業同盟の集団交渉を規定している。2006 年、二つの集団正式交渉が行われた。トラック運転手と、旅行部門である」。 [2a]

35.06 さらに同レポートによると、

「労働規約は労働者がストライキをする権利を明確に認めているが、それは強制的な仲裁の後に限る。2006 年には、労働者はこの権利を行使した。仲裁決定は法的拘束力があるが、当事者が協力を拒むため実施できないことがしばしばである」。 [2a]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

呪術

36.01 ロンドン大学人類学部の Philip Burnham 教授はこう語る。

「Bamileke 族の人々は様々な形の呪術を強く信じているのは確かである。もっと一般的に見ても、呪術信仰は、カメルーンの人々すべての間で、かなりの程度の西洋教育を受けた人々の間でさえも、広く存在する。…カメルーンの法制度における呪術の告発は、これもまた、Western 県をはじめ、カメルーンのいたるところで非常によく見られる。数年前、Jean Pierre Warnier (現在、パリソルボンヌ大学の名誉教授) と、法律人類学者で現在、ワシントンの世界銀行に勤務している、Cyprien Fisiy 博士は、呪術を行ったことについて個人を告発する、カメルーンの裁判事件を調査した。その結果、そういった事件は非常によくあることが分かった。ある人物が呪術を使って雷を起こし家に落雷させ人々にケガをさせた罪で起訴されたときには、私自身がその Adamaoua 県の Meiganga という町にいた。呪術で有罪となった人は通常、かなり重い収監判決を受ける」。 [56]

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

(付録)

付録 A: 年表

- 1961** **1 0 月 1 日** イギリスの植民地 1 ヶ所と、フランスの植民地 1 ヶ所が統一される。
- 1972** **5 月** 新しい憲法が作られ、連邦制度から統一共和国制に移行
- 1982** **1 0 月** Ahidjo 大統領辞任、Paul Biya 大統領が就任
- 1986** Nyos 湖から毒ガスが流れ込み、2 千人近くの死者が出る。
- 1994** **1 月** Bakassi 半島をめぐる国境争いの結果、ナイジェリアと争いが起きる。
- 1995** **1 1 月** カメルーンが英連邦に加盟
- 1996** **1 月** 改正憲法採択
- 1997** **1 0 月** Biya 大統領再選
- 1998** ナイジェリアとの関係が好転し始める。
- 2002** **1 0 月** 国際司法裁判所は、最終答申を出し、カメルーンとナイジェリアの間の陸上および海上の国境画定について、Bakassi 半島の主権をカメルーンに有利と裁定した。ナイジェリアはこの裁定を拒否した。
- 2004** **1 月** Biya 大統領と Obasanjo 大統領は、国連の仲介によって、領事を交換すること、および合同安全巡視を確立することに合意した。
- 7 月** 両国はナイジェリア軍が Bakassi から撤退する合意に達した。
- 2006** **8 月** ナイジェリア軍が Bakassi から撤退した。
- 2007** **7 月** 上下両院院選挙

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

付録 B: 政治組織

Action for Meritocracy and Equal Opportunity Party (AMEC)

1997 年の大統領選挙における支持率は 1 % 未満だった。

党首 – Joachim Tabi Owono

Alliance of Progressive Forces (AFP)

SDF で John Fru Ndi の専横的運営に異を唱える反対派によって、自分たち独自の党として 2002 年半ばに設立された。

発起人 – Maidadi Saidou Yaya,、Evariste Okusi Foto,、Samuel Swinko 、Yves Epata

党首 – Bernard Muna

Cameroon Anglophone Movement (CAM)

当初は連邦制支持の運動であった。最近では、主として英語が話されている県に独立共和国創設を唱える分離主義者を支持。

党首 – Vishe Fai

Cameroon People's Democratic Movement (CPDM)

1985 年 3 月設立。Cameroon National Union を継承。

党首 – Paul Biya

Democratic Progressive Party of Cameroon (PDPC)

Christian Democrat International のオブザーバー会員。

党首 – Francois Mama Etogo

Democratic Rally of People without Frontiers (RDPF)

1997 年設立。1997 年大統領選における同党候補者への支持率は 1 % 未満だった。

党首 – Antoine Demannu

Democratic Union of Cameroon

1991 年 4 月に法の認可を得る。

党首 – Adamou Ndam Njoya

Integral Democracy of Cameroon (DIC)

1997 年大統領選における同党党首への支持率は 1 % 未満だった。

党首 – Gustave Essaka

Liberal Democratic Alliance (LDA)

1993 年のより迅速な憲法改正のための運動において、英語を話す人々のグループとして始まる。

党首 – Henri Fossung

National Union for Democracy and Progress

主に Ahijdo 大統領の支持者によって 1991 年に設立された。イスラム教徒のコミュニティが基盤。

党首 – Maigari Bello Bouba

People's Solidarity Party (PSP)

Union of Peoples of Cameroon と分かれ、Ngouo Woungly-Massaga によって 1991 年に設立された。1992 年 3 月の複数の選挙で 25 人の候補者をたてたが当選者はなかった。

Popular Development Party (PPD)

1997 年設立。1997 年大統領選挙で立てた候補者への支持率は 1.2%であった。

党首 – Albert Dzongang

Progressive Movement (MP)

1991 年 8 月に合法化された。1994 年 1 月に、Social Democratic Party of Cameroon、Social Movement for Democracy などのグループとともに、野党戦線に参加した。

党首 – Jean Jacques Ekindi

Social Democratic Front (SDF)

1990 年はじめの設立。1991 年 3 月に法で認可される。

党首 – Ni John Fru Ndi

Social Democratic Movement (SDM)

SDF が分裂した後、その前事務局長 によって 1995 年に設立された。

党首 – Siga Asanga

Social Democratic Party of Cameroon (PSDC)

1991 年 12 月に法で認可される。1994 年 1 月、Progressive Movement、Social Movement for New Democracy などのグループとともに野党戦線に参加した。

党首 – Jean-Michel Tekam

Social Movement for New Democracy (MSND)

初期の民主主義寄り運動を活発に行い、1990年に服役した弁護士協会元会長によって1991年に設立された。1994年1月、Progressive Movement、Social Democratic Party of Cameroonなどのグループとともに野党戦線に参加した。

党首 – Yondo Mandengue Black

Social Programme for Liberty and Democracy (PSLD)

反対政党。党首が1995年に逮捕された。

党首 – Massok Mboua

Southern Cameroons National Council (SCNC)

英語地域カメルーンに独立共和国を設立する運動をするために、1995年に設立された分離独立運動。1999年12月、「南カメルーン連邦共和国」の設立を宣言。2000年4月には判事である、Frederick Ebong Alobwedeをこの自称共和国の大統領に任命した。

会長: Chief Ette Otun Ayamba

Union of Democratic Forces of Cameroon (UFDC)

1991年3月に法で認可される。政党の連立を禁じる選挙法に抗議し、1992年3月の下院選挙をボイコットした。党首は反政府活動によって1992年11月、拘禁された。

党首 – Vicotrin Hameni Bialeu

Union of the Forces of Progress (UFP)

野党四党が合体し2003年6月に設立された。すなわち、the Movement for the Liberalisation and the Development of Cameroon (MLDC)、the Alliance of Patriotic Forces (AFP)、the Movement for the Defence of Republic (MDR) and the Movement for Democracy and Progress (MDP)である。Marcel YondoがUFP事務局長に選ばれた。

Union of the Peoples of Cameroon (UPC)

1940年代終わりの設立。1995年に活動を禁圧される。しかし、1960年に再び法で認められる。

党首 – Ndeh Ntumazah and Augustin Frederic Kodock

注 - 付録Bの出典はすべて Political Parties of the World [13] による。

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

付録 C: 現在および過去の著名な人物

Abah Abah, Polycarpe; 経済財務大臣

Achu, Simon Achidi; 総理大臣 (1992 年 4 月から 1996 年 9 月まで)

Adama, Haman; 初等教育大臣

Ahidjo, Ahmadou; 前大統領 (1960 年 1 月から 1982 年 11 月)

Ali, Amadou; 副総理

Asuquo, Tony Ene; the Bakassi Movement for Self Determination の指導者 (最近、死没)

Banda, Dr Divine Chemuta; the National Commission on Human Rights and Freedoms (NCHRF)の会長

Belinga, Martin; 国連大使

Biya, Paul; カメルーン大統領 (1982 年 11 月から現在) ‘Rassemblement démocratique du peuple camerounais’ (RDPC)の指導者

Bombak, Suzanne; Minister of Women’s Affairs and the Family 女性問題家族相 (RPDC)

Elad, Sam Ekongtang; the Southern Cameroons National Council (SCNC)の指導者

Fru Ndi, Ni John; the Social Democratic Front (SDF)の指導者

Hayatou, Sadou; 総理大臣 (1991 年 4 月から 1992 年 4 月)

Inoni, Chief Ephraim; 総理大臣

Kouatou, Bethuel; the Committee for the Bepanda Nine の会長

Mahamad, Soulamane; SDF の初代副会長

Maigari, Bello Bouba; 前総理大臣; 'Union nationale pour la démocratie et le progrès' (UNDP)議長

Mebara, Jean-Marie Atangana; 国務大臣兼大統領府事務局長 (RPDC)

Mendouga, Jerome; 駐米大使

Musonge, Peter Mafany; the Cameroon Development Corporation の前支配人; 総理大臣 (1996 年 9 月から 2004 年 12 月)

Nlend, Henri Hogbe; 1997 年 10 月大統領選の候補者。the 'Union des populations camerounaises' (UPC)の代表。

Tchiroma, Issa; the National Alliance for Democracy and Progress の指導者

Tumi, Christian Wiyghan; Douala の大司教

Yeguie, Djibril Cavaye; 下院議長

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)

付録 D: 内閣の大臣 – 2006 年 9 月

総理大臣 – Ephraim Inoni
副総理 – Ali Amadou
国務大臣、文化 Minister of State, Culture – Ferdinand Leopold Oyono
国務大臣、計画、プログラム、地域開発 – AF Kodock
国務大臣、領土管理・地方分権 – Marafa H Yaya
国務大臣、農業、地方部開発 – Jean Kuete
国務大臣、外交 – Jean Marie Atangana Mebara
国務大臣、大統領府事務局長 – Laurent Esso
国務大臣、郵便、通信 – Bello Bouba Maigari
都市部開発・住宅供給 Urban Development and Housing – Clobert Tchataat
スポーツ、体操教育 – Augustin Edjoa
商業 – Luc Magloire Mbarga Atangana
初等教育 – Haman Adama
森林・動物相 – Elvis Ngole Ngole
輸送 – Dakole Daissala
国有財産・国土問題 State Property and Land Affairs – Louis-Marie Abogo Nkono
公衆衛生 – Urbain Olangouena Awono
社会問題 – Catherine Bakang Mbock
公共事業 – Bernard Messengue Avom
リサーチ、科学革新 – Madeleine Tchuenta
公共サービス改革 – Emmanuel Bonde
雇用、職業訓練 – Zachary Perevet
中等教育 – Louis Bapes Bapes
社会経済技能の計画 – Laurent Etoundi Ngoa
畜産、漁業、動物産業 Livestock, Fisheries and Animal Industries – Aboubakary Sarki
コミュニケーション – Ebenezer Njoh Mouelle
エネルギーと水資源 – Jean-Bernard Sindou
労働、社会保険 – Robert Nkili
女性問題と家族 – Suzanne Bomback
青少年 – Adoum Garoua
経済財務 – Polycarpe Abah Abah
ツーリズム – Baba Hamadou
工業、鉱山、技術開発 – Charles Sale
環境と自然保護 – Pierre Hele
高度教育 – Jacques Fame Ndongo [54] [Keesings]

代理大臣

Justin Ndioro, Hamadou Moustapha, Victor M A Nkongho, Daniel N Lamare,
Lazare E Menye, Nana A Diallo, Remy Ze Meka, Maurice Kamto,
Abdoulaye Yaouba, David S E Massoma, Emmanuel Edou, Adoum Gargoum,
Gregoire Owona, Gervais M Ze, Joseph D Ngute [54] [Keesings]

付録 E: 略語一覧

ACAT	Christian Action for the Abolition of Torture
AI	Amnesty International
C9	Committee for the Bepanda Nine
CAF	Communauté Financiere Africaine
CAR	Central African Republic
CHRAPA	Centre for Human Rights and Peace Advocacy
CMC	Cameroon Media Council
CPDM	Cameroon People's Democratic Movement
CPJ	Committee to Protect Journalists
CRTV	Cameroon Radio and Television
DGNS	Delegate General for National Security
DRC	Democratic Republic of Congo
EIU	Economist Intelligence Unit
EU	European Union (欧州連合)
FCO	Foreign and Commonwealth Office (UK)
FFM	Fact Finding Mission
FGM	Female Genital Mutilation
FH	Freedom House
GDP	Gross Domestic Product
GIC-ED	Groupe d'Initiative Commune Socio-économique des Enfants Demunis
GLOWA	Global Welfare Association
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome
HRW	Human Rights Watch
ICJ	International Court of Justice
ICJ	International Commission of Jurists
ICRC	International Committee of the Red Cross
IDP	Internally Displaced Person
IFRC	International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies
IGLHRC	International Gay and Lesbian Human Rights Commission
ILO	International Labour Organisation (国際労働機関)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
INEC	Independent Electoral Commission
IOM	International Organization for Migration

LGA	Local Government Area
MBOSCUA	Mbororo Social and Cultural Development Association
MINAT	Ministry of Territorial Administration and Decentralization
MSF	Médecins sans Frontières （国境なき医師団）
NADP	National Alliance for Democracy and Progress
NEMA	National Emergency Management Agency
NCHRF	National Commission on Human Rights and Freedoms
NGO	Non-Governmental Organization
OCHA	Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
ODIHR	Office for Democratic Institutions and Human Rights
ODPR	Office for Displaced Persons and Refugees
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
OHCHR	Office of the High Commissioner for Human Rights
PMUC	Pari Mutuel Urbain Camerounais
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility
PTSD	Post Traumatic Stress Disorder
RoC	Republic of Congo
RSF	Reporteurs sans Frontières
SCNC	South Cameroons National Council
SCYL	Southern National Youth League
SDF	Social Democratic Front
STC	Save The Children
STV	Cameroon television channel
TB	Tuberculosis （結核）
TI	Transparency International
UN	United Nations
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
UNDP	Union Nationale pour la Democratie et le Progres （国連開発計画）
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
UNHCHR	United Nations High Commissioner for Human Rights （国連人権高等弁務官事務所）
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees （国連難民高等弁務官）
UNICEF	United Nations Children's Fund
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime
UNPO	Unrepresented Nations and Peoples Organisation
USAID	United States Agency for International Development
USSD	United States State Department
WHO	World Health Organization （世界保健機関）

[Return to contents](#)

[Go to Sources](#)

付録 F: 出典資料レファレンス

内務省は外部のウェブサイトの内容に責任を負わない。

出典資料に付けられている番号は必ずしも順番どおりではない。この文書を更新するときには、時間の経過とともにすでに削除された出典資料があるためである。

- [1] **Europa World online** <http://www.europaworld.com>
- a Ministers of State, Ministers, Area and Population
<http://www.europaworld.com/welcome?authstatuscode=200>
 - b [Africa South of the Sahara 2005](#)
- [2] **United States Department of State (USSD)** <http://www.state.gov>
- a Country Report on Human Rights Practices 2006
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/78723.htm>
アクセス日、 9 March 2007
 - b International Religious Freedom Report 2006
<http://www.state.gov/g/drl/irf/2006/71290.htm>
アクセス日、 20 September 2006
 - c Background Note June 2007; Cameroon
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/26431.htm>
アクセス日、 17 July 2007
 - d Consular Information Sheet
http://travel.state/travel/cis_pa_tw/cis/cis_1081.html?css=print
アクセス日、 3 October 2006
 - e Trafficking in Persons Report – June 2007
<http://www.state.gov/documents/organization/82902.pdf>
アクセス日、 2 August 2007
- [3] **Permanent Committee of Geographical Names for British Use**
<http://www.pcgn.org.uk>
- a List of country names as of 1 September 2006
http://www.pcgn.org.uk/Country_names.htm
アクセス日、 22 September 2006

- [4] **CIA World Factbook** <https://www.cia.gov>
a Cameroon
<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/cm.html>
- [5] **Foreign and Commonwealth Office** <http://www.fco.gov.uk>
a Country Profile – The Republic of Cameroon
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1019501174254>
b Human Rights Report 2006
http://www.fco.gov.uk/Files/kfile_hrreport2006.pdf
- [6] **The World Bank** <http://web.worldbank.org>
a Country Brief – Cameroon
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/AFRICAEXT/CAMEROONEXTN/0,,menuPK:343823~pagePK:141132~piPK:141107~theSitePK:343813,00.html> アクセス日、 11 May 2007
- [7] 出典削除済み
- [8] **Economist Intelligence Unit** <http://store.eiu.com>
Cameroon at a glance: 2006-07
http://store.eiu.com/index.asp?layout=show_sample&product_id=60000206&country_id=CM
- [9] **allAfrica.com** <http://allafrica.com>
a 出典削除済み
b 出典削除済み
c 出典削除済み
d 出典削除済み
e 出典削除済み
f 出典削除済み
g 出典削除済み
h 出典削除済み
i 出典削除済み
j 出典削除済み
k 出典削除済み
l 出典削除済み

- m 出典削除済み
- n 出典削除済み
- o 出典削除済み
- p 出典削除済み
- q 出典削除済み
- r PMUC props NGO for underprivileged children
<http://allafrica.com/stories/printable/200608030174.html>
アクセス日、 4 August 2006
- s Medical Council to publish list of authentic doctors
<http://allafrica.com/stories/printable/200609121085.html>
アクセス日、 13 September 2006
- t Anti-retroviral drugs now cheaper and available
<http://allafrica.com/stories/printable/200506020970.html>
アクセス日、 7 June 2005
- u 出典削除済み
- v 出典削除済み
- w NGOs must conform to the law
<http://allafrica.com/stories/printable/200610250053.html>
アクセス日、 22 December 2006
- x 出典削除済み
- y 出典削除済み
- z 出典削除済み
- aa 出典削除済み
- ab 出典削除済み
- ac 出典削除済み
- ad Cameroon: Waiting for good news
<http://allafrica.com/stories/printable/200612080262.html>
アクセス日、 13 December 2006
- ae 出典削除済み
- af Poverty and culture conspire to deny girls schooling
<http://allafrica.com/stories/printable/200611240082.html>
アクセス日、 28 November 2006
- ag 出典削除済み
- ah Demarcation – Cameroon-Nigeria Commission requires \$24 billion
<http://allafrica.com/stories/printable/200707100531.html>
アクセス日、 24 July 2007
- ai NGO implores MINATD to allow handicaps vote on 22 July
<http://allafrica.com/stories/printable/200706150841.html>

アクセス日、 31 July 2007

- aj European Union calls for democratic reforms
<http://allafrica.com/stories/printable/200706150841.html>

アクセス日、 24 May 2007

- ak Forty one thousand refugees in Cameroon
<http://allafrica.com/stories/printable/200706200506.html>

アクセス日、 22 June 2007

- al Little unity in diversity
<http://allafrica.com/stories/printable/200611220011.html>

アクセス日、 22 November 2006

- am Radio host, abducted, beaten
<http://allafrica.com/stories/printable/200611090704.html>

アクセス日、 17 November 2006

- an SDF – Fru Ndi, Bernard Muna battle rages on
<http://allafrica.com/stories/printable/200610301309.html>

アクセス日、 2 November 2006

[10] **BBC News** <http://newsvote.bbc.co.uk>

- a 出典削除済み
b 出典削除済み
c 出典削除済み
d 出典削除済み
e 出典削除済み
f 出典削除済み
g Country profile: Cameroon
http://newsvote.bbc.co.uk/2/hi/africa/country_profiles/1042937.stm
アクセス日、 31 July 2007
h Cameroon tracks 'ghost
workers'<http://newsvote.bbc.co.uk/mpapps/pagetools/print/news.bbc.co.uk/1/hi/world/afric> アクセス日、 14 August 2006
i Cameroon leader predicts victory
'<http://newsvote.bbc.co.uk/mpapps/pagetools/print/news.bbc.co.uk/2/hi/africa/6911217.stm> アクセス日、 24 July 2007
j Big win for Cameroon party
'<http://newsvote.bbc.co.uk/mpapps/pagetools/print/news.bbc.co.uk/2/hi/africa/6913281.stm> アクセス日 24 July 2007

[11] 出典削除済み

[12] 出典削除済み

[13] **Political Parties of the World pp105-108 published by John Harper in 2005**
Cameroon アクセス日、 28 September 2006

[14] **Amnesty International** <http://web.amnesty.org>

a. Africa: Cameroon 2007

<http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Africa/Cameroon>

アクセス日、 24 May 2007

b. Cameroon Nine male detainees, including one 17 year old boy

<http://web.amnesty.org/library/print/ENGAFR170012006>

アクセス日、 14 June 2006

c. The Chad-Cameroon pipeline project

<http://web.amnesty.org/library/print/ENGPOL34012205>

アクセス日、 7 August 2006

d. Africa Cameroon 2006

<http://web.amnesty.org/report2006/cmr-summary-eng>

アクセス日、 15 August 2006

[15] **Jane's Sentinel Security Assessments** <http://www4.janes.com>

Cameroon – free risk pointers

http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/CAFRS_doc_view.jsp?Sent_Country=Cameroon&Prod_Name=CAFRS@K2DocKey=/Content1/janesdata/sent/cafrs_u/cames110.htm@current

アクセス日、 30 July 2007

[16] **British High Commission – Yaounde**

a Military Service in Cameroon – 2001 年 7 月 27 日付手紙

b [Cameroon enquiry on the Bepanda Nine – 2006 年 9 月 4 日付手紙](#)

c [Political Officeからの 2007 年 7 月 5 日付電子メール](#)

d [Political Officeからの 2007 年 3 月 30 日付電子メール](#)

[17] **Christian Movement for Torture Eradication**

Statement by Madeleine Afite on the Bepanda Nine

- [18] **International Committee of the Red Cross** www.icrc.org
2006 report covering Cameroon, Central African Republic, Equatorial Guinea, Gabon
アクセス日、 30 July 2007
- [19] **The Post Online (Cameroon)** www.postnewsline.com
a New law traps police, gendarmes
http://www.postnewsline.com/2006/05/new_law_traps_p.html
アクセス日、 20 September 2006
b World Bank study finds Cameroon risky for business
http://www.postnewsline.com/2006/11/world_bank_stud_.html
アクセス日、 7 December 2006
c Biya orders probe into Kondengui Prison crisis
http://www.postnewsline.com/2007/01/biya_orders_pro.html
アクセス日、 29 January 2007
d Repeated interrogation is to ridicule me and divide the SDF
http://www.postnewsline.com/2006/11/repeated_interr.html
アクセス日、 30 January 2007
e SCNC detainees transferred to Bamenda Central Prison
http://www.postnewsline.com/2007/01/scnc_detainees_.html
アクセス日、 29 January 2007
f 出典削除済み
g Costs of HIV tests reduced to FCFA 500
http://www.postnewsline.com/2007/01/cost_of_hiv_tes.html
アクセス日、 29 January 2007
h Human Rights Chairman wants law officers recruitment reviewed
<http://www.postnewsline.com/2007/07/human-rights-ch.html>
アクセス日、 23 July 2007
i Torture victims encouraged to invoke African court
<http://www.postnewsline.com/2007/06/torture-victims.html>
アクセス日、 20 July 2007
j Cameroonian-born Nigerians want citizenship
<http://www.postnewsline.com/2007/04/cameroonianborn.html>
アクセス日、 17 July 2007
k Doh Gah Gwanyin found guilty!
http://www.postnewsline.com/2006/04/doh_gah_gwanyin.html
アクセス日、 22 November 2007

I SCNC defence counsel blames gendarmes for obstructing justice

http://www.postnewsline.com/2007/03/scnc_defence_co.uk

アクセス日、 16 August 2007

m SDF detainees to remain in Kondengui Prison

http://www.postnewsline.com/2007/03/sdf_detainees_t.html

アクセス日、 16 August 2007

n SDO says Bali people burnt 300 houses

http://www.postnewsline.com/2007/03/sdo_says_bali_p.html

アクセス日、 16 August 2007

o NGO crusades for prisoners' rights

http://www.postnewsline.com/2007/03/ngo_crusades_fo.html

アクセス日、 16 August 2007

p SCNC detainees released

http://www.postnewsline.com/2007/03/scnc_detainees_.html

アクセス日、 16 August 2007

q Gov't, Global Fund to accelerate fight against killer diseases

http://www.postnewsline.com/2007/04/govt_global_fun.html

アクセス日、 17 August 2007

r Bawock refugees return home

http://www.postnewsline.com/2007/04/bawock_refugees.html

アクセス日、 17 August 2007

sHealth Minister announces free anti-retrovirals for AIDS patients

http://www.postnewsline.com/2007/04/health_minister.html

アクセス日、 17 August 2007

t Cameroon is undergoing value crisis – Chemuta Banda

http://www.postnewsline.com/2007/04/cameroon_is_und.html

アクセス日、 17 August 2007

u Cardinal Tumi unveils battles with Ahidjo, Biya regimes

http://www.postnewsline.com/2007/04/cardinal_tumi_u_1.html

アクセス日、 17 August 2007

vPost-election violence victims petition Biya

http://www.postnewsline.com/2007/05/postelection_vi.html

アクセス日、 20 August 2007

w Fru Ndi faults Govt's sloppy handling of air disaster

http://www.postnewsline.com/2007/05/fru_ndi_faults_.html

アクセス日、 20 August 2007

xRotting bodies of crash victims now pose health hazard

http://www.postnewsline.com/2007/05/rotting_bodies_.html

アクセス日、 20 August 2007

yHuman Rights officer faults new Criminal Procedure Code
http://www.postnewsline.com/2007/05/human_rights_of.html

アクセス日、 20 August 2007

zSCNC protests at Tony Blair's doorsteps
http://www.postnewsline.com/2007/05/scnc_protests_a.html

アクセス日、 20 August 2007

aa Biya extends NEO mandate
http://www.postnewsline.com/2007/05/biya_extends_ne.html

アクセス日、 20 August 2007

ab Issa Tchiroma creates new political party
http://www.postnewsline.com/2007/06/issa_tchiroma_c.html

アクセス日、 20 August 2007

ac Human Rights Commission condemns Oku/Mbesa conflict
http://www.postnewsline.com/2007/06/human_rights_co.html

アクセス日、 20 August 2007

ad Traditional healers want representation at WHO
http://www.postnewsline.com/2007/06/traditional_he.html

アクセス日、 20 August 2007

ae Minister says free education for disabled not academic favouritism
<http://www.postnewsline.com/2007/08/minister-says-f.html>

アクセス日、 20 August 2007

af PM Inoni accused of protecting corrupt officials
<http://www.postnewsline.com/2007/07/pm-inoni-accuse.html>

アクセス日、 20 August 2007

ag 'Ngumba' vandalises Christians in church
<http://www.postnewsline.com/2007/07/ngumba-vandalis.html>

アクセス日、 20 August 2007

ah Four wounded in CPDM, SDF fight
<http://www.postnewsline.com/2007/07/four-wounded-in.html>

アクセス日、 20 August 2007

ai NEO Vee Pee investigates 14,000 'disenfranchised' voters
<http://www.postnewsline.com/2007/07/neo-vee-pee-inv.html>

アクセス日、 20 August 2007

aj Opposition agents chased out of polling stations
<http://www.postnewsline.com/2007/07/opposition-agen.html>

アクセス日、 20 August 2007

- [20] **Hands Off Cain** <http://www.handsoffcain.info>
Country status on the death penalty
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=80005>
73 アクセス日、 29 September 2006
- [21] **Institute for Security Studies** <http://www.iss.co.za>
Cameroon – Political <http://www.iss.co.za/AF/profiles/Cameroon/History.html>
アクセス日、 20 June 2006
- [22] **Committee to Protect Journalists** <http://www.cpj.org>
Cameroon: Journalist beaten unconscious by police
http://www.cpj.org/cases06/africa_cases_06/cameroon29dec06ca.html
アクセス日、 24 May 2007
- [23] **Reporters Without Borders** <http://www.rsf.org>
Cameroon – Annual Report 2007
http://www.rsf.org/rubrique.php3?id_rubrique=600
アクセス日、 24 July 2007
- [24] **Encyclopedia of the World's Minorities pp259-261**
published by Routledge in 2005
- [25] **365gay.com** <http://365gay.com>
Homophobic witch hunt at Cameroon schools
<http://365gay.com/Newscon06/03/032006cameroon.htm>
アクセス日、 30 September 2006
- [26] **Planetout.com** <http://www.planetout.com>
a. Cameroon jails two men for gay sex
<http://www.planetout.com/news/article.html?2006/02/28/5>
アクセス日、 30 September 2006
b. Cameroonian ex-detainee confirmed dead
<http://www.planetout.com/news/article.html?2006/07/03/5>
アクセス日、 30 September 2006
- [27] **World Health Organisation** <http://www.who.int>
a. Mental Health Atlas 2005

http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/

アクセス日、 28 July 2007

- b. Cameroon HIV indicators

http://www.who.int/hiv/HIVP_CM.R.pdf

アクセス日、 2 August 2007

- [28] **British Fact Finding Mission Report on Cameroon 17 – 25 January 2004**

published by the UK Home Office

- [29] **Embassy of the Federal Republic of Germany**

letter from Dr Bernhard Poeschel dated 26 September 2005

- [30] **United Nations** <http://www.un.org>

Cameroon <http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/cameroon.pdf>

アクセス日、 30 September 2006

- [31] **Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>

Freedom in the World – Cameroon 2007

http://www.freedomhouse.org/inc/content/pubs/fiw/inc_country_detail.cfm?year=20...

アクセス日、 9 July 2007

- [32] **Global Dialysis** <http://www.globaldialysis.com>

Directory of dialysis centres

<http://www.globaldialysis.com/centres.asp?countrycode=CM>

アクセス日、 2 October 2006

- [33] **Geneva Foundation for Medical Education and Research**

<http://www.gfmer.ch> Antenatal screening of Sickle Cell disease – Cameroon

[http://www.gfmer.ch/Endo/PGC_network/antenatal_screening_sickle_cell Tchana.htm](http://www.gfmer.ch/Endo/PGC_network/antenatal_screening_sickle_cell_Tchana.htm) アクセス日、 19 September 2006

- [34] **Reliefweb** <http://www.reliefweb.int>

- a. Cameroon: Population movement in Central Africa

<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/EGUA-6S5KPX?OpenDocument>

アクセス日、 4 August 2006

- b. Cameroon: Internally Displaced Persons information bulletin no. 1/2007

<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/JBRN-6ZVB8D?OpenDocument...>

アクセス日、 25 May 2007

- [35] **United Nations High Commissioner for Human Rights** www.unhcr.org
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendoc.pdf?tbl=PUBL&id=4492677e08&page=home>

アクセス日、 10 September 2006

- [36] **United States Office of Personnel Management Investigations Service**
www.opn.gov Citizenship Laws of the World – Cameroon

- [37] **Immigration and Refugee Board of Canada** <http://www.irb-cisr.gc.ca>
Traditional marriage – Cameroon
http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec

アクセス日、 28 September 2006

- [38] **Idealist.org** <http://www.idealist.org>
List of organisations
<http://www.idealist.org/if/idealist/en/SiteIndex/Search/search?assetTypes=Org&keywords='organisations'cameroon'&sid=61148402-15->

アクセス日、 20 June 2006

- [39] **Republic of Cameroon Embassy** <http://cameroon.embassyhomepage.com>
Cameroon, Passport/Visa
http://cameroon.embassyhomepage.com/cameroon_visa_cameroon_embassy_uk_cameroon_embassy_london_uk.htm アクセス日、 30 September 2006

- [40] **Integrated Regional Information Networks** <http://www.irinnews.info>
Tuberculosis and AIDS soaring in prisons
http://www.irinnews.info/report.asp?ReportID=51840&SelectRegion=West_africa
アクセス日、 30 September 2006
- [41] **Medecins Sans Frontieres** <http://www.msf.org>
a. Focusing on people with infectious diseases
<http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?component=article&objectid=F76995CC-E018-0C72-0935C2AF2E20B89&method=full>
アクセス日、 30 September 2006
b. Cameroon – Activity report 2006
<http://www.msf.org/msfinternational/invoke.cfm?component=article&objectid=956B10E5-5056-AA77-6C396DC2FE536135&method=full>
アクセス日、 24 May 2007
- [42] **thestar online** <http://thestar.com.my>
Cameroon newspapers publish lists to 'out' gays
http://thestar.com.my/news/story.asp?file=/2006/2/5/worldupdates/2006-02-04T230605Z_01_NOOTR_RTRJONC_0_-235275-1&sec=
アクセス日、 22 December 2006
- [43] **CNN** <http://cnn.com>
Deadly clashes over fishing rights in Cameroon
<http://cnn.worldnews.printthis.clickability.com/pt/cpt?action=cpt&title=Deadly+clashes>
アクセス日、 30 January 2007
- [44] **Dibussi.com** <http://www.dibussi.com>
a. Can Cameroon's new criminal procedure code deliver "Justice with a human face"?
http://www.dibussi.com/2007/01/can_cameroons_n.html
アクセス日、 7 December 2006
b. Cameroon may lose all doctors by 2009
http://www.dibussi.com/2006/07/cameroon_may_lo.html
アクセス日、 7 December 2006

[45] **Internal Displacement Monitoring Centre**

<http://www.internal-displacement.org>

Internal displacement in Central African Republic: a protection crisis

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/\(httpCountries\)/2A66991](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/2A66991)

アクセス日、 30 January 2007

[46] **Reuters** <http://uk.reuters.com>

Cameroon polls set to bolster Biya's 25 year rule

<http://uk.reuters.com/articlePrint?article1d=UKL1973234420070719>

アクセス日、 20 July 2007

[47] **Human Rights Watch** <http://www.hrw.org>

Protectors or Pretenders? Government Human Rights Commissions in Africa

<http://www.hrw.org/reports/2001/africa/cameroon/cameroon.html>

アクセス日、 11 March 2007

[48] **Unrepresented Nations and Peoples Organisation** <http://www.unpo.org>

a. Southern Cameroons: Press Statement from SCNC

<http://www.unpo.org/article.php?id=4964>

アクセス日、 30 July 2007

b. South Cameroons: MEPs call for fair trial as hearings are delayed

<http://www.unpo.org/article.php?id=6851>

アクセス日、 30 July 2007

[49] **Zoom Info** www.catholicnews.com

_Mr Brice Nitchou

<http://www.zoominfo.com/Search/PersonDetail.aspx?PersonID=780856604>

アクセス日、 25 July 2007

[50] **Catholic News Service** <http://www.zoominfo.com>

In Cameroon, Catholic schools' pilot program to fight corruption

<http://www.catholicnews.com/data/stories/cns/0603114.htm>

アクセス日、 31 July 2007

- [51] **Mail and Guardian online** <http://www.mg.co.za>
Breast ironing: Cameroon's painful secret
http://www.mg.co.za/printPage.aspx?area=/breaking_news/breaking_news_afri
[ca/&ca...](http://www.mg.co.za/printPage.aspx?area=/breaking_news/breaking_news_afri)
アクセス日、 24 July 2007
- [52] **International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies**
<http://ifrc.printthis.clickability.com>
The Cameroon Red Cross establishes a strategy for the fight against female
genital mutilation
<http://ifrc.printthis.clickability.com/pt/cpt?action=cpt&title=Red+Cross+Red+cres>
[ce...](http://ifrc.printthis.clickability.com/pt/cpt?action=cpt&title=Red+Cross+Red+cres)
アクセス日、 2 August 2007
- [53] **africast.com** <http://news.africast.com>
Committee suspends protests over missing children
<http://news.africast.com/article.php?newsID=12900&strRegion=Central>
アクセス日、 6 August 2007
- [54] **Keesings**
Record of world events – News digest for September 2006
- [55] **Pink News** <http://www.pinknews.co.uk>
a. Cameroon holding freed 'gay sex' prisoners
<http://www.pinknews.co.uk/news/articles/2005-1369>
アクセス日、 6 August 2007
b. UN criticises Cameroon's anti-gay policies
<http://www.pinknews.co.uk/news/articles/2005-2710.html>
アクセス日、 6 August 2007
- [56] **Professor Philip Burnham, Dept of Anthropology, University College
London**
2007 年 8 月 11 日付電子メール

[Return to contents](#)

[Go to sources](#)